

パフォーマティヴィティ
セクシュアル・ハラスメントと行為遂行性
キャサリン・マッキノンとジュディス・バトラーの議論を通じて

堀 真 悟

目次

序

1. セクシュアル・ハラスメントとは何か キャサリン・マッキノンの議論より
 1. 1 性差別としてのセクシュアル・ハラスメント
 1. 2 差異説と不平等説
 1. 3 差異説と生物学的差異
 1. 4 マッキノンのセクシュアリティ論

2. 本質主義と社会構築主義 ジュディス・バトラーの議論より
 2. 1 本質主義と社会構築主義
 2. 2 社会構築主義とジュディス・バトラー
 2. 3 行為遂行性（パフォーマンスティヴィティ）
 2. 4 ジェンダーを「ずらす」
 2. 5 『触発する言葉』——バトラーのマッキノン批判
 2. 6 マッキノンの本質主義、バトラーの社会構築主義

3. 社会構築主義とセクシュアル・ハラスメント マッキノンとバトラーの議論を通じて
 3. 1 マッキノンのセクシュアル・ハラスメント論
 3. 2 バトラーのマッキノン批判——発話行為と行為遂行性
 3. 3 行為遂行性と加害者／被害者
 3. 4 セクシュアル・ハラスメントにおける主体の告発
 3. 5 加害／被害の細い道——セクシュアル・ハラスメントに抗するポリティクスへ

終

参考文献

序

本論は、セクシュアル・ハラスメントに関するフェミニズムの議論を概観すると共に、社会構築主義フェミニズムの立場からその定義や問題点を再検討することを目的とする。社会構築主義（以下、「社会構築主義」ないし「構築主義」とする）の立場をとることによって、セックス／ジェンダーの区分の自明性を問い直すと共に、セクシュアル・ハラスメントにおける主体形成のプロセスや、そこにセックス／ジェンダーがどのように関与するのかといった論点について検討することが可能になる。それらの論点を経て、本論が目指すのは、セクシュアル・ハラスメントを、加害者／被害者の関係や男性／女性のアイデンティティが流動的に構築される、行為遂行的（パフォーマンスティブ）なプロセスとして捉えることである。

かつて私は、親しい人がセクシュアル・ハラスメントの被害に遭った時に、その相談に乗ったことがある。当時を振り返ってみれば、それは私にとっても辛い経験であった。その経験が本論執筆の直接の動機になっている。そして、本論の議論を進める上で、ひとつの支柱となっているのは、その当時の私の戸惑いである。果たして、私は、一連の出来事においてどのような立場に置かれているのか。ともすると私も、自分の態度によっては、加害者になりうるのではないのか。当時、私を最も悩ませたのは、そのような問いだった。

当時の悩みは、言い換えれば、以下のようなになるだろう。セクシュアル・ハラスメントにおいては、当然のことながら、加害者と被害者が存在している。また、その二者は、往々にして不均等な権力関係によって結ばれている。それは例えば、男性と女性であったり、上司と部下であったり、教師と教え子であったりするだろう。しかし、果たして、加害者／被害者という位置は、そうした固定的な関係に帰着させてしまってよいのだろうか。確かに、圧倒的多数なのは、男性から女性にセクシュアル・ハラスメントが行われる場合であり、上司から部下に対するセクシュアル・ハラスメントが行われる場合であろうし、そうした場合にこそ、社会的弱者が被害を被っているものとして注視せねばならない。しかしたとえば、女性から男性に対してセクシュアル・ハラスメントが行われる可能性もあるかもしれない。また、部下から上司にセクシュアル・ハラスメントが行われる可能性も否定することはできない。こうした場合を例外として退けるのではなく、セクシュアル・ハラスメントの概念の内で包括的に論じようとするならば、セクシュアル・ハラスメントは、固定的な原理に基づいてではなく、場に応じた流動的な関係の中で解釈されるべきであると考えられないだろうか。だとすれば、セクシュアル・ハラスメントにおける加害者／被害者の関係とは、直接的にその行為が行われた二者間の関係のみならず、その相談を受ける者や同じ集団に属する者などの存在も踏まえた、より広い文脈において捉えなおす必要があるように思われる。たとえば、セカンドレイプという語がある。性暴力によって心身に傷を受けた者に対して、重ねてその傷を広げたりするような発言をかけることであるが、これはセクシュアル・ハラスメントに関しても同様に考える必要があるだろう。つまり、相談を受けた私もまた、応答や対応次第によっては、セクシュアル・ハラスメントを重ねることになっていたのかもしれないのである。

上記のような考えを理論化する上では、フェミニズム、特に社会構築主義フェミニズム

を参照する必要があるだろう。まず、ジェンダー／セクシュアリティの権力関係や力学を系譜的に問い直すと共に社会的／文化的／政治的実践を積み重ね続けるフェミニズムの議論は、セクシュアル・ハラスメントを論じるうえでは欠かすことができない。というよりも、セクシュアル・ハラスメントの概念の成立自体がフェミニズムの成果によるものであり、よって本論では、フェミニズムの議論の中でセクシュアル・ハラスメントがどのように理論化されたのかを検討することになる。

また同時に、フェミニズムの中でも特に、社会構築主義の視点を積極的に取り入れたものの参照を欠かすことはできない。社会構築主義は、人種や性別など、社会的な諸カテゴリーの実体性を問い直す。つまりそれらは、社会的／文化的に系譜的に形成されてきたものであり、変更不可能な本質を備えたものではないと考えられる。ことフェミニズムにおいては、ジェンダー／セクシュアリティは、こうした考察の対象となる。ジェンダー／セクシュアリティの構築の過程を問い直すことによって、それらによって生じる差別や抑圧の場面における、権力の動態やそれによる社会的構築に対する新たな介入の可能性が見出されるのである。本論は、この社会構築主義フェミニズムの成果にならば、セクシュアル・ハラスメントを、セックス／ジェンダーやセクシュアリティ、あるいは加害者／被害者といった関係性が構築されるプロセスと捉えることを目的とするものである。

本論は、序・終のほか、全3章によって構成される。まず、1.では、キャサリン・マッキノンの著書『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』の議論について検討し、フェミニズムの成果によってセクシュアル・ハラスメントがどのように理論化されたかについて論じる。ラディカル・フェミニストのマッキノンは、セクシュアル・ハラスメントの理論を打ちたてると共に、弁護士としてセクシュアル・ハラスメント被害に実践的に尽力する人物である。これら一連の理論化や実践において、マッキノンは、セクシュアル・ハラスメントは性差別であり、この根本的原因はセクシュアリティにあると考えた。では、セクシュアル・ハラスメントはどのような点で性差別なのだろうか。そして、マッキノンが考えるセクシュアリティは、どのような性質を持つものなのだろうか。1.では、これらのことを論じる。

さて、マッキノンの議論は、フェミニズムの理論／実践において強い影響を持つものであったが、それは一方で、本質主義とみなされ批判を受けることになる。この批判が依拠するのは、本質主義と対置して、社会構築主義と呼ばれる理論的立場である。2.では、マッキノンを本質主義とみなして批判を展開する、社会構築主義フェミニズムの議論について論じる。具体的に扱うのは、ジュディス・バトラーの議論である。バトラーは、徹底した社会構築主義の立場をとるフェミニズム／クィア理論家である。バトラーはその著書『ジェンダー・トラブル』において「セックスは常に既にジェンダーである」と述べ、本質主義と社会構築主義の対立に新たな展開をもたらした。とくに、バトラーは行為遂行性（パフォーマンスィビティ）の概念を用い、社会におけるジェンダーの体制がどのように構築されていくのかを論じる。そして、そうしたバトラーの議論は、『触発する言葉』において、マッキノンと鋭く対立することになる。2.では、これらのバトラーの議論について論じる。

3.では、1.で検討したマッキノンの議論、2.で検討したバトラーの議論を援用し、社会構築主義フェミニズムの立場からセクシュアル・ハラスメントについて論じる。2章で扱うバトラーのマッキノン批判は、ポルノ規制について論じたものであり、セクシュアル・

ハラスメントとは直接的な関係はない。しかし、そこでのバトラーの視点は、セクシュアル・ハラスメントを論じるうえでも大きな示唆を与えてくれる。特に、バトラーがマッキノンの議論をどのような点で本質主義とみなしたのかを把握することで、『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』におけるマッキノンの議論についても、批判的な読みが可能になるだろう。また、バトラーによる行為遂行性の概念や発話行為についての議論は、セクシュアル・ハラスメントを社会的な構築が行われるパフォーマンス的なプロセスとみなす視点を与えてくれる。よって 3. では、これらの理論を介することで、セクシュアル・ハラスメントを、社会的な構築が行われる流動的かつ行為遂行的なプロセスとして把握することを目指す。

先だって結論を紹介すれば、セクシュアル・ハラスメントは、文脈依存的な行為であり、またその都度、社会的な文脈の再構築が行われるプロセスであると私は考える。こうしたセクシュアル・ハラスメントの把握は、先に紹介した私自身の戸惑いにも応えうるものであろう。セクシュアル・ハラスメントが生じるかどうかは、その場／関係において、どのような社会的文脈が支配的となるか、またそれが再構成されるかにかかってくるのである。その意味で、たとえ直接的な加害者でなくても、場面における文脈次第によっては、相談を受けた者や第三者であっても、被害者を傷つけ加害者へとなりうる。私たちは皆、逃れられない加害／被害の網の目に捉えこまれているのである。

さて、本文に入る前に再度述べておけば、本論はセクシュアル・ハラスメントを社会構築主義フェミニズムの立場から考察することを目的とするものである。その意味で本論の議論は分析的なものに終始し、実践的な課題を見出すことには至っていないかもしれない。このことは、火急の課題であり、実際に法廷などにおいて、実践的な課題として取り組まれてきたセクシュアル・ハラスメントを論じるに当たっては失敗にも思える。しかし、本論においては、そうした分析的な記述に終始することを選択したい。分析的な水準に留まった記述はいささか冗長なのかもしれない。しかし、そうした分析的な記述は、具体的な戦略の実践がどのように水路付けられて行われるべきかに関する、新たな可能性を探るためには、欠かすことができないものである。本論が、セクシュアル・ハラスメントに抗うポリティクスの糸口を導き出すことを目指す一助になればと思う。

1. セクシュアル・ハラスメントとは何か

——キャサリン・マッキノンの議論より

本章では、セクシュアル・ハラスメントとは何か、その特徴や定義について、これまでなされてきた議論を検討することを目的とする。アメリカにおいてその概念が成立した後、日本においてセクシュアル・ハラスメントが問題化されるようになってしばらく経つ。男女雇用機会均等法も、改正の度、セクシュアル・ハラスメントに対する対応を強化してきた。これらのことは、フェミニストをはじめとする多くの人々の努力によるものであり、積極的に評価されるべきである。

しかし一方で、いまだセクシュアル・ハラスメントの被害が後を絶たないことも事実である。多くの事例が報告されており、また、報告されなかったものも含めば発生件数は相当の数に上ることは窺い知れる。そうした実情に対して、絶え間なく異議申し立てを行うことが、セクシュアル・ハラスメントの撲滅のためには欠かすことができない、というのが現在の状況だと言えるだろう。

さて、こういったセクシュアル・ハラスメントが可視化されつつある現状に対して、最も貢献した人物の一人として、キャサリン・マッキノンの名前が挙げられる。マッキノンは、セクシュアル・ハラスメントを理論化し、それを告発する法的闘争にまで携わっている。セクシュアル・ハラスメントが問題とされるべきである、ということを社会に認めさせたのである。

よって本章では、マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの議論『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』を理論的な主軸として参照したい。ラディカル・フェミニストであるマッキノンの議論は、ジェンダー的観点から見て、この社会がいかに不均等な権力配分の上に成り立っているか、そしてそれがどのようにセクシュアル・ハラスメントと関わるのかを主張する。すなわち、マッキノンによれば、セクシュアル・ハラスメントとは性差別に他ならないというのである。これはどういうことだろうか。マッキノンの議論を、具体的に検討してみよう。

1. 1 性差別としてのセクシュアル・ハラスメント

キャサリン・マッキノンは、セクシュアル・ハラスメントが問題であると社会的に認知され、それに対する法運営にも尽力するフェミニスト法学者である。彼女は「私たち女性が、女性であるがゆえに押しつけられている多くの社会的慣行を、法律は、性別による差別であるとはみなしていない」〔MacKinnon1979=1999:19〕とし、そうした認識が彼女にとっての出発点であったと述べる。マッキノンがそう述べたのは1975年のこと、『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』の序文執筆時においてだが、当時のアメリカ社会の状況を、女性に対する差別が横行している（そしてそれは差別と見做されていない）と考え、そうした差別を告発するためにマッキノンが用いたのが、セクシャル・ハラスメントの概念であった。マッキノンは、次のように述べて、セクシャル・ハラスメントの議論をスタートさせる。

セクシャル・ハラスメントとは、最も広く定義するならば、不平等な権力関係を背景として相手の希望に反する性的要求を押しつけることである。この概念にとって中心をなすのは、ある社会領域から生じている権力を、別の領域において利益誘導するために、あるいは不利益を押しつけるために、行使することである。〔MacKinnon1979=1999:26〕

たいていの場合、使用者、夫、裁判官、そして被害者自身すら、このような出来事を、取るに足らない、例外的で、「個人的な」こととして、あるいは、ありふれた、「自然な」ないし「生物学的な」行為として理解し、とりあってくれなかつ

た。本書は、セクシャル・ハラスメントを女性の仕事および性別役割という背景のもとで解釈する。この背景の下で、本書は女性は一個の集団として、他と異なるだけでなく構造的に低い地位に置かれているとみている。

[MacKinnon1979=1999:27 - 28]

この引用文からは、いくつかの重要な論点を引き出すことができるだろう。まず、初めに述べられているのは、マッキノンによる、暫定的なセクシュアル・ハラスメントの定義である。すなわち、セクシュアル・ハラスメントとは「不平等な権力関係を背景として相手の希望に反する性的要求を押しつけること」であるという。ここには、加害者と被害者の間のジェンダー関係は想定されていない。この定義にしたがえば、男性から女性、そして女性から男性へも、セクシュアル・ハラスメントは想定されることになる。

しかし一方で、マッキノンは、「セクシャル・ハラスメントを女性の仕事および性別役割という背景のもとで解釈する」と明確に宣言している。これは、マッキノンが問題視した、当時のアメリカにおいて、職場等で女性が被っていた被害が、セクシュアル・ハラスメントのモデルとして想定されているためである。マッキノンによれば、当時の（あるいは現在の）女性達は「一個の集団として、他と異なるだけでなく構造的に低い地位にいる」のである。

こうしたマッキノンの定義をまとめるならば、次のように考えられる。まず、セクシュアル・ハラスメントは定義上「不平等な権力関係」を背景にしたものであるが、その被害者として明確に想定されるのは「仕事および性別役割」の面において「構造的に低い地位に置かれている」女性たちである。彼女が述べる「不平等な権力関係」とは、職場での上司一部下との関係などを指しているが、しかしその関係の中で被害を受けるのは女性、ということになる。いわば、職場の権力関係とジェンダー関係が重なり合った領域を想定するのが、マッキノンのセクシュアル・ハラスメント理解である。このことを、マッキノンは次のように述べる。

セクシャル・ハラスメントを論じるにあたり、その意味や女性に不利な影響があらわれるのは、人格や生物学のせいではなく、こうした社会的背景のせいであるとみなす。この社会的背景を規定している二つの側面は、労使関係（女性が労働者として占めている地位を前提として）と、アメリカ社会全体における男女関係（その一つの表現が性的関係）である。[MacKinnon1979=1999:28]

マッキノンによれば、労使関係において女性が占める地位は男性に比べて低いものである。そして、その原因はアメリカ社会における男女間のジェンダー関係、女性が構造的に劣位に置かれていることに求められる。労使の権力構造と男女の権力構造は、相互に連動し合っているものとみなされる。そして、マッキノンは、この連動は、社会的背景、すなわち「女性は一個の集団として、他と異なるだけでなく構造的に低い地位に置かれている」ことの表れであると考え。社会における女性差別、それが職場等において可視化されたものと理解することが、マッキノンにとって、セクシュアル・ハラスメントに立ち向かうことの端緒だったのである。

1. 2 差異説と不平等説

女性が構造的に劣位に置かれてきた社会的背景のもとで行われる性差別＝セクシュアル・ハラスメント、それを説明するための論理として、マッキノンには二つの考え方を紹介する。それは、「差異説」と「不平等説」である。この二つの考え方は、あり、マッキノンがセクシュアル・ハラスメントを論じるに当たって度々取り上げる重要なものである。よって、ここで、差異説と不平等説がどのような考え方を簡単に確認しておきたい。

(1) 差異説

まず差異説であるが、マッキノンはそれを以下のように定義する。

第一の考え方〔差異説〕は、両性を社会的にも生物学的にも相互に異なるものとみなしており、先入観にもとづく誤った区別ないし区分を、許しがたいもの、「恣意的なもの」と呼んでいる。(中略) 差異説は、相似点と類似点に敏感なので、性差別を是正するには役立つかもしれない。女性も男性も性差別によって被害を受ける可能性があるからだ。もっとも、被害を受けるのはたいてい女性なのだが。

〔MacKinnon1979=1999:30〕

差異説は、男性／女性間に、無視することのできない差異が存在していることを前提とする。いわば、両性は区別することが時として妥当な存在であると考えられる。その上で、そうした区別が「先入観にもとづく誤った区別ないし区分」となる時、それは許しがたい「恣意的なもの」、すなわち差別とみなされることになる。よって、マッキノンが述べるとおり、原理的には（マッキノン自身の問題意識は、女性が被害を受けることに明らかに置かれている）、差異説は女性のみならず男性に対しても適応可能なアプローチであると言えるだろう。

こうした差異説のアプローチを取る場合、重視されるのは、両性間の合理的な比較可能性である。両性間に合理的な比較ができない場合は、差別はそこに認められないとされる。つまり、差異説においては、「同じ立場にいる反対の性の人間が同様に扱われていないことを証明できるならば、この区別は性別による差別であるとされる」のである。

〔MacKinnon1979=1999:340〕

はっきりと差異説の立場を取る判例としてマッキノンが挙げるのはフィリップス対マーティン・マリエッタ社事件である。〔MacKinnon1979=1999:340〕 この事件においては、就学前の子どもを持った母親が求人から排除され、父親は排除されていなかった。ここには、女性と男性を比較し、女性のみを排除する上での合理的理由は確認することができない。よって、差異説のアプローチによると、こうした排除は差別であり、改善されるべきとされるのである。マッキノンも述べるように、相似点と類似点に敏感な差異説は、合理的な区別か恣意的な差別か、といった点において、個々の事例を微細に検討する上で有用なアプローチであると言えるだろう。

(2) 不平等説

差異説に並ぶ、差別に対するもう一つのアプローチとしてマッキノンが定義するのが不平等説である。マッキノンによると、それは以下のようなものである。

第二の考え方〔不平等説〕は、両性が社会的に区分されているだけでなく、社会的に不平等な地位に置かれているとみなす。このより広い見地に立てば、女性を男性に従属させるあらゆる慣行は禁止される。(中略) 不平等説は、女性の置かれた状況を、低い地位が強制された結果生じた構造的な問題とみなしており、根本的な変革を必要とすると考えるものである。〔MacKinnon1979=1999:30 - 31〕

こうした定義から分かるように、不平等説においては、ある状況が差別であるかを認定するために、男女間の合理的な比較が可能であるかは問題にはならない。なぜならば、不平等説は、女性は構造的に劣位に置かれているということ、既に社会には男女間の不合理な差異が埋め込まれていることを前提にしているからである。不平等説が差別を認定する上では、「規則や慣行が、性別を理由に、一方の性に不釣り合いに大きな負担をかけているというだけで十分」なのである。〔MacKinnon1979=1999:340〕

例えば、先のフィリップス対マーティン・マリエッタ社事件への不平等説の見解は、以下のようになるだろう。まず、社会的慣習において、女性は親として育児の責任などを過大に負担させられてきたという構造的差別の歴史がある。そして、育児中の母親は雇わないという会社側の対応は、そうした構造的差別を追認し強化するものである。よって、会社の対応は差別と認定されることになる。以上のような論理である。合理的な区別か恣意的な区別かという個々の事例に留まらず、構造的な不均等の是正を迫るのが不平等説の戦略であると言うことができるだろう。

1. 3 差異説と生物学的差異

ここまで、差異説と不平等説、差別に関する二つの考え方を検討してきた。では、マッキノンはこれらの考え方をどのように評価しているのだろうか。もちろん、二つの考え方は実際の裁判の中で採用された論理であり、それによって性差別が証明された事例も多数存在している。また、それらが時として、なされた訴えを「それは差別ではない」として退ける論理になることもあり得るだろう。時と場合に応じて、二つの考え方は一長一短であることは認識される必要がある。

その上でマッキノンは、差異説に対してある懸念を表明する。それは以下のようなものである。少々長くなるが、重要な論点なので引用してみたい。

差異説は、もしその論理を分析してみればわかるように、暗黙のうちに生物学の考え方にもとづいて性別^{セックス}を考えていこうとしている。不平等説の考え方は、性別を考えるための基礎として、生物学的なものの社会的意味を強調する。法理上の用語に翻訳すると、差異説のもとでは、ある要素が性の生物学へ、言い換えれ

ば、生物学的に必然的なものとみなされている社会的差異へ近づけば近づくほど、ますます区別が「性別^{ジェンダー}そのもの」とは見なされなくなる傾向がある。この傾向は、性の生物学によって定義される二つの集団に対する異なる取り扱いを建前としては禁止する法理に期待される帰結とは逆である。しかし、そのような差異に密接なかわりあいのある要因にもとづく異なる扱いは、性別による差別とはみなされない。なぜなら、差異説の法理は効果的に、両性がそれによって比較可能になるような、性別に中立的なカテゴリーが存在することを要求するからである。性別^{ジェンダー}の生物学に近づけば近づくほど、ますます両性は比較できないもののように見えてくる。かくして、異なる扱いは、不平等なものではないように見えてきて、異なる扱いが性別による差別ではなく、性別^{ジェンダー}に特有な要因そのものにもとづいているように見えてくるほどになる。(差異説には、性別^{セックス}は、異なる集団自体の間に生じる社会的相互作用から形成される属性というより、むしろ個人の属性であり、性別^{セックス}の集団は、この属性をもつ個人の集まりであるという考え方が暗に含まれている)。[MacKinnon1979=1999:342]

マッキノン^{MacKinnon}は差異説を、「生物学の考え方」を前提にした考え方と評価する。それは先の、マッキノンによる差異説の議論を見ても確認できるだろう。差異説とは「両性を社会的にも生物学的にも相互に異なるものとみな」す考え方である。そして、両性を区分する理由が、妥当性を欠いた恣意的なものである場合に、差別の存在が認定されることになる。こうした差異説の態度は、翻して言えば、両性の間には、妥当な区別、恣意的ではない、社会的／生物学的に是とされる区別があり得ることをも前提にしたものと言えるだろう。

しかし、マッキノンによれば、こうした差異説の考え方には留保が付けられる必要がある。差異説は、(それがどのようなものかは明示しないにせよ)、妥当な区別、社会的に正当な区別が存在し得ることを認める。とすれば、その論理を適応することは、一步間違えれば、差別の被害者が被った差別を「それは妥当な区別である」として追認することにもなりかねないからである。つまり、「異なる扱いは、不平等なものではないように見えてきて、異なる扱いが性別による差別ではなく、性別^{ジェンダー}に特有な要因そのものにもとづいているように見えてくる」ような事態が、差異説の採用においては警戒される必要があるのである。

こうした差異説の問題点は、不平等説の立場からは次のように批判されるとマッキノンは述べる。

不平等説の立場から言えば、差別の正当性に関する差異説の見方は、それが解決しようとしている問題の性質を把握しかねているのである。社会が女性を集団

として、すなわち、生物学的に女性であるという明らかな根拠にもとづいて独自の従属的カテゴリーをなす存在として規定し、取り扱うという事実のために、この取り扱いを受けた結果として、両性の個々人の実際の特徴、個性、環境、資格、多くの肉体的特質や属性すらも形づくられることになる。性別による差異があれば、差別的結果を性別によるものではないとみなしてよいと法が認めているならば、やがて法は、反差別法が禁止すべき要因そのものが、それを禁止しなくてよい理由になっていくのを許すことになるだろう。
〔MacKinnon1979=1999:343〕

生物学的な差異によって性別^{ジェンダー}を分かちことへのマッキノンの警戒は強いものである。マッキノンによれば、そうした区分は、両性の個人的な特質や属性すらも規定しかねない。つまり、性別^{ジェンダー}、セクシュアル・ハラスメントが生じる温床となっている性の秩序を、法によって追認し、個人にそれを強いる事態——「それは差別ではない、区別である」——を呼び込みかねない。これは、セクシュアル・ハラスメントと闘う上では大きな矛盾であり、足枷となる考え方である。マッキノンは言う。

不平等説の枠組みから見れば、そもそも、性別による一方の性に不利な区別が「正当化」されうるといふ考え方の行きつく先は結局、一方の性が他方の性より劣等であるという見方の潜在的妥当性を承認するのと同然となる。
〔MacKinnon1979=1999:348〕

このようにマッキノンは、生物学的な性別の基準に基づき、恣意的でない、正当な差異の存在を仮構した上で差別に対抗するという差異説の考え方を拒否する。それは、マッキノンにとって、女性が男性に劣等でありうるといふことを自認するに等しいものなのである。しかし、生物学的な差異の適応を強く拒むマッキノンは、性別^{ジェンダー}はどのような要因から導き出されると考えたのだろうか。セクシュアル・ハラスメントの背景となる、不均等な権力配分に基づくジェンダー秩序は、何によって支えられていると考えるのだろうか。時節では、この点について検討する。

1. 4 マッキノンのセクシュアリティ論

生物学的な差異をジェンダーの基盤と考えることを拒否するマッキノンは、ジェンダーを規定する要因を何だと考えているのだろうか。マッキノンにとって、それはセクシュアリティである。彼女は、セクシュアリティこそがジェンダーを規定する要因であり、セクシュアル・ハラスメントを成立させる、またそれに抗する上での要であると考えている。マッキノンは、次のように述べる。

セクシャリティと性別^{ジェンダー}の関係は、セクシャル・ハラスメントは性差別であるという主張にとって決定的な環である。(中略)セクシャリティは、単に性別上の地位の問題でもないし、生物学的性差と関連のない習慣でもない。おそらくもっとも重要なことに、態度、信念、伝統的習慣を含む社会的・文化的要因——つまり、生物学的事実と比べて、法律による改革の目標とするのに実にふさわしい要因——は、性の区別に関する法的思考が認識していたよりもかなり幅広く強力な影響を、性別に、いやそれどころかその生物学的側面にさえ、与えるとみなされるようになっている。〔MacKinnon1979=1999:239〕

マッキノンによれば、セクシュアリティは、私たちの性に関わる全ての次元において、強い影響力を及ぼすものである。マッキノンは、差異説が生物学的な性をその基盤に置いていることを批判していたが、マッキノンのセクシュアリティ理解によれば、生物学的な性の概念ですら、セクシュアリティからは自由ではないとされる。

たとえば、性欲の激しさを考えてみたい。男性は性欲が強く性行為に対して能動的であり、女性は性欲が弱く性行為に対して受動的であることは生物学的・本能的に見て自然であるとする考え方が一般に流布していることを、マッキノンは批判する。なぜなら、それには根拠がないからである。マッキノンによれば、生物学的要因よりむしろ、社会的要因、社会において両性に与えられる意味こそが、性的欲求のパターンに関する差異の形成においては影響力を持つ。すなわち、性欲の激しさ、性的興奮の経験は、社会生活の中で学習された価値観や行動様式によって、まさしくセクシュアリティによって規定されることになるのである。

また、性別役割の議論も同様である。性別役割とは、「行動や態度や職業を本質的にどちらか一方の性に適切でふさわしいと認定し、それが、広く信じられ、学習され、社会的に強制されたものである」〔MacKinnon1979=1999:242〕とする考え方である。性別役割は、往々にして男女の生物学的な差異——男性は強い力を生かして外で働く。女性は子育てに向いている——から導き出されるが、マッキノンはこれを拒否する。マッキノンによれば、性別役割もまた、セクシュアリティに規定されるものである。たとえば、男性の理想とされる支配と攻撃性は、性的関係においても男性の理想を形成する。男性は、その支配と攻撃性に基づいて、外で労働を行う。一方、性的関係においては、その力を振るって女性を征服することが、「男らしさ」の証とみなされる。そして、男性の対となる女性は、そうした男性に従うことが理想とされるのである。

こういった議論から、マッキノンは次のような結論を導き出す。

女性のセクシャリティは、ジェンダー・アイデンティティと性別上の地位が社会的に表現され経験される主要な手段である。セクシャリティに対する攻撃は、女性であることに対する攻撃である。雇用において女性のセクシャリティを通じて権利侵害がなされる場合、それは、女性が女性であるがゆえに受ける雇用上の権利侵害である。というのは、セクシャリティは、女性が女性自身および男性から社会的に女性とみなされることに最も密接な関わりをもつものの一つだからで

ある。女性だけが、そして、(妊娠の場合はすべての女性とは言えないのに対して)すべての女性が、女性のセクシャリティを有している。有る女性がセクシャリティに関しては男性であったら、それでもその人を性的な誘いのしかるべき対象とみなすだろうと主張する男性は、ほとんどいないだろう。実際、セクシャリティとジェンダー・アイデンティティは密接に結びついているので、男性になっても、セクシャリティに関しては女性であり続ける女性を想像するのは困難になる。女性が女性であるがゆえに身に起こる行為があるとすれば、セクシャル・ハラスメントこそ、その最もわかりやすい例の一つというべきだろう。

[MacKinnon1979=1999:282]

本章冒頭で述べたように、マッキノン^{ジェンダー}はセクシュアル・ハラスメントを、性差別、すなわち性別に基づく差別であると考えている。では、性差別はなぜ生じるのか。マッキノンによるセクシュアリティの位置づけは、それを説明するものである。セクシュアリティには男性／女性を区分けする男性の／女性のセクシュアリティが存在する。前者は性的支配や能動性、後者は性的従属や受動性によって特徴付けられるものである。こうしたセクシュアリティの性質が形式化されたものこそ、現在の社会におけるジェンダーであるとマッキノンは考える。そして、そうしたジェンダーのあり方に基づいて差別を行うこと、これこそがマッキノンにとってのセクシュアル・ハラスメントなのである。

よって、マッキノンに言わせれば、女性がセクシュアル・ハラスメントの主だった被害者であることは、現在の社会においてはある種必然的な、避けられない出来事ということになる。なぜなら、女性とは、女性のセクシュアリティによって規定される存在であり、この社会においては受動的かつ性的に従属することによってしか、その存在が許されないからである。女性が女性であるがゆえに受ける、女性のセクシュアリティに対する差別、これこそがマッキノンの言う、性差別としてのセクシュアル・ハラスメントであると言えるだろう。

ここまで、マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの議論を簡単に確認してきた。マッキノンは、社会における女性の位置づけとセクシュアル・ハラスメントの関連性に強く注意を促す。さらに、そうした女性の位置づけは、生物学的要因の如何に問わず、社会におけるジェンダー秩序のあり方が問題であると述べる。ジェンダー秩序が女性にとって圧倒的に不利に形成されていることこそ、セクシュアル・ハラスメントが生じる病巣だと考えるからだ。では、その秩序においてジェンダーを意味づけるのは何か。それはセクシュアリティである。男性／女性にそれぞれ、能動性／受動性、性的支配／従属という形で意味付けを行うセクシュアリティが、現行のジェンダーを意味づけている。よって、セクシュアル・ハラスメントとは現在のジェンダーにおいてはある種必然的な出来事であり、社会におけるジェンダー秩序を顕在化させたものと言える。これが、マッキノンの主張である。

こういったマッキノンの議論は、理論的にも、また実際の法制面においても、大きな進展をもたらしたと言えるだろう。議論を行う上で理論的基盤の無かったセクシュアル・ハ

ラスメントを、社会におけるジェンダー秩序によって引き起こされる性差別であると指摘したことの意味は大きい。まさに「個人的なことは政治的なことである」のテーゼを代表するものと言えるだろう。また、法運用においても、明確なアプローチ方法を欠いていた既存の法律に対して、性的平等を侵害する性差別としてセクシュアル・ハラスメントを捉えるアプローチを提唱したことの意義は非常に大きなものである。

しかし一方で、マッキノンの議論は、多くのフェミニスト理論家たちから「本質主義」と呼ばれ、批判を受けることになる。本質主義とは何だろうか。強力な実効力をもったマッキノンの議論は、一体何が問題だったのだろうか。次章では、これを検討したい。

2. 本質主義と社会構築主義

——ジュディス・バトラーの議論より

セクシュアル・ハラスメントに関する議論を大きく発展させたキャサリン・マッキノンであったが、一方でマッキノンの議論は「本質主義」と呼ばれる思想的立場にあるとされ、「社会構築主義」の立場から強く批判されることになる。本章では、マッキノンに対する構築主義からの批判について検討したい。マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの問題点はどこにあったのだろうか。また、マッキノンに対して行われた批判は、セクシュアル・ハラスメントに関する議論にどのように寄与するものなのだろうか。

具体的に本章で論じるのは、ジュディス・バトラーによる議論である。バトラーは、「最も徹底的な構築主義の立場」を取るフェミニズム・クィア理論家であり哲学者である。バトラーの展開した一連の議論は、構築主義の立場を大きく推し進めると共に、マッキノンをその主要な論敵として展開することになった。では、バトラーの議論は、どのような点でラディカルなものだったのだろうか。バトラーの議論は、社会構築主義に、またセクシュアル・ハラスメントの議論にどのように貢献し得るのだろうか。

以上のことを論じるために、まずは本質主義と構築主義、相反する二つの立場を概観することから議論を始めたい。バトラーはマッキノンを本質主義者だとみなすが、マッキノンは、どのような点で本質主義者なのだろうか。そもそも本質主義とはどのような立場であり、そこにはどのような問題点があるとされるのだろうか。

2. 1 本質主義と社会構築主義

本章の議論を始めるにあたって、二つの語の意味を確認するところから始めたい。本質主義と社会構築主義である。この二つの理論的立場は、本質主義に対する構築主義の批判という形で、人文・社会科学系の研究領域において大きな影響を及ぼしている。フェミニズムも例外ではない。強い影響力を持つラディカル・フェミニストであるキャサリン・マッキノンの議論は本質主義とみなされ、構築主義の立場を取るフェミニストから批判を受けてきている。その代表がジュディス・バトラーである。バトラーはその著書において、徹底した本質主義的の立場から、マッキノンを批判している。よって、2章の導入となる

本節では、本質主義と構築主義、この二つの理論的立場がフェミニズムの議論の中でどのように扱われてきたかを概観する。

本質主義は、フェミニズムの文脈では以下のように定義される。

「本質主義」といえば、通常は性差あるいは女性性を社会や文化に先立つ人間（女性）の「本質＝自然」として想定するような思考をさす。（中略）そこでは、性差の存在が前提されているだけでなく、性差が自然や生物学という基盤に立脚していると考えられているのである。〔加藤 2001：177〕

本質主義は、性差を絶対的・普遍的なものと考え。たとえば、「男性＝力が強い」「女性＝力が弱い」という、社会においてしばしば語られる二項対立の考え方を想定してみよう。この考え方においては、まず男性と女性が二項対立的に語られ、（時に生物学的根拠を持ちだしながら）筋肉量の寡多などが語られる。そして、そうした「生物学的」「自然発生的な」事柄が、「強い男が弱い女を守る」「力の強い男は外で働き、女は内でそれを支える」といった社会的規範の水準にまで押し上げられることになる。

こうした本質主義の思考は、フェミニズムが問題視する性差による抑圧に寄与する場面が大きいのは上の例からも分かる通りである。そして、これに対抗する言説として登場するのが、社会構築主義の理論的立場である。構築主義は、「身体は社会的に構築される」といった命題のもとに、本質主義を問いに付していく。

「物事には、容易には変化しがたい普遍的な本質がある」というものの見方を本質主義と呼ぶことにすれば、構築主義は、これらのものの見方に異議を唱え、別のものの見方を提示してきた。すなわち「普遍」や「本質」や「実在」とされている物事が、人々の認識や活動によって、社会的・文化的・歴史的に「構築」されたものであること、したがって可変的であることを、構築主義は強調してきたのである。〔赤川 2001：64〕

構築主義は、本質主義が想定する「本質」に疑問を投げかける。それは、社会における人々の実践によって系譜的に作り上げられてきたものではないのか。よってその「本質」は決して普遍的なものではなく、今後変わっていくこともありうるのではないか。構築主義はこのような問いを立てるとともに、「本質」が構築されてきた系譜、そしてその書き換えの可能性について検討することをその理論的課題としてきたのである。

こうした構築主義の議論においては、構築される対象、あるいは構築する実践を何に照準するかは、フェミニズム内部においても、社会学、歴史学など学問のディシプリンによって異なり、その成果は多岐に渡るため、ここでは全てを概観することはできない。よって、ひとまず本節では、身体＝本質が、言語的实践によって社会的に構築されるとする考え方について述べたい。

たとえば先に挙げた本質主義的な性差の考え方は、構築主義フェミニズムの立場からすれば、身体が言語によって社会的に構築されていることを示す一例とすることができる。「男＝力が強い」「女＝力が弱い」といった本質主義的思考は、まず、男／女という二項対

立的な言語のカテゴリーに身体を割り振ることによって成り立っている。また、それらのカテゴリー的語彙に、「力が強い」「力が弱い」といった意味を割り振るのは、生物学的知など、言語的实践に他ならない。こうしたカテゴリーや意味の割り振りの系譜を辿り直し、本質の自明性を揺るがすことによって、その本質に伴われる差別や抑圧の課題に取り組んでいくのが構築主義の議論であると言えるだろう。

断っておかねばならないのは、構築主義は一概に「性差を無くせ」といった主張を展開するものではないということだ。確かに、構築主義は性差の自明性を問いたてていく。しかしこれは、現代社会においては二項対立的な性差に基づく形で抑圧的な規範が布置されていることを踏まえたものである。性差を事実認識として認めることが、そこに与えられた意味や規範を再生産することに強固に結びついているのである。〔加藤 2001 : 178〕よって、性差それ自体がどのように構築されていくか、性差にどのような意味が割り振られていくかを検討することは、性差による差別や抑圧を検討する上では必須の作業となるのである。

ここまで、本質主義と構築主義、それぞれの理論的立場についてごく簡単に述べた。次章以降は、構築主義の中でも徹底した立場を取るフェミニストのジュディス・バトラーの議論について検討する。バトラーは、アメリカにおけるメイン・ストリームのフェミニストであったキャサリン・マッキノンを実質主義とみなして批判を展開する。では、バトラーはどのような持論を展開し、どのような点でマッキノンを批判したのだろうか。

2. 2 社会構築主義とジュディス・バトラー

ここまで、フェミニズムにおける本質主義と構築主義の立場を概観してきた。以降に検討するのは、徹底した構築主義の立場を取るジュディス・バトラーの議論である。ヘーゲル研究者であったバトラーは、その主著『ジェンダー・トラブル』によって、構築主義の視点を大きく推し進めることになった。では、バトラーの議論は、どのような点において新しかったのだろうか。バトラーの理論が構築主義にもたらしたものは一体何だったのだろうか。

バトラーは、『ジェンダー・トラブル』の中で以下のように主張する。

セックスの自然な事実のように見えているものは、じつはそれとはべつの政治的、社会的な利害に寄与するために、さまざまな科学的言説によって言説上、作り上げられたものにすぎないのではないか。セックスの不変性に疑問を投げかけるとすれば、おそらく、「セックス」と呼ばれるこの構築物こそ、ジェンダーと同様に、社会的に構築されたものである。実際おそらくセックスは、つねにすでにジェンダーなのだ。そしてその結果として、セックスとジェンダーの区別は、結局、区別などではないということになる。〔Butler1990=1999 : 28 - 29〕

この有名な一節は、『ジェンダー・トラブル』におけるバトラーの主張の大部分を要約していることができるだろう。バトラーは、不変の自然的物体／社会的構築物としての対立を措定されたセックス／ジェンダーの区分に異議を唱える。バトラーによれば、自

然的な不変の要素として考えられているものであっても、それは結局、科学的な「言説」によって示されたものに過ぎない。すなわち、何がセックスであり、何がジェンダーであるかを巡るそれぞれの内実（あるいは、それらの区分自体）が、言説の効果として産出された社会的構築物として考えられることになる。よって、「セックスは、つねにすでにジェンダーなのだ。」

こうしたバトラーの指摘は、本質主義と構築主義の対立を揺るがすことにも繋がる。なぜならば、たとえ構築主義を標榜する議論であったとしても、それが前提として自然で前・言説的な身体観を前提としているとすれば、それはやはり本質主義を内包しているとみなされるからである。自然な身体があり、そこに意味が付与され社会的な構築が起きていくのではなく、全てが社会的な構築物であり、社会的構築を免れた身体など存在し得ない。ジェンダーの文脈で言えば、全ての身体は、生まれおちた社会の規律に応じたジェンダー化を免れず、ジェンダー化していない自然な生／性などあり得ない。バトラーはこのように考えるのである。

また、こうしたバトラーの視点は、フェミニズム内部における主体とアイデンティティに疑問を投げかけることにも繋がっていく。バトラーは、主体の位置から女性が長らく排除されてきたことを問題視し、女性のアイデンティティを統一し立ち上げることを目指してきたと、以前のフェミニズムの傾向を要約する。女性の存在が、ある社会における文化・言語システムにおいて、非対称的に男性を補完する従属的な地位に置かれているのか、それとも女性はそうしたシステムの外部へと排除された他者なのかといった差はあるにしても、女性という一般化された集団が存在する。時に、このようにフェミニズムは考えてきた。さらに、その後の解放の戦略として提示されてきたのは、「女の書きもの」など、集合的な主体としての女性カテゴリーを立ち上げることでであるとされたのである。

しかし、バトラーはこうした一連の議論に懸念を表明する。それは概ね二つの点からである。まず、抑圧や排除に晒されてきた集合的存在としての女性を一般化することに関して、バトラーはこれに対して「全体化の概念に疑義をつきつけたかもしれないさまざまな差異を、同一性の記号のもとに植民地化することになる。したがってそれは、男根ロゴス中心主義の勢力拡大の身ぶりを、みずから反復してしまう危険性をもつ行為——あらゆるものを自分のなかに取り込もうとする占有行為——なのである」〔Butler1990=1999 : 40〕と述べる。つまり、抑圧や排除に晒されるものとしての女性の位置を一般化・全体化することで、男性中心的な文化・言語システムが社会に及ぶ領域を結果的に拡大し絶対化してしまう、この危険性を指摘したのである。

更にバトラーが指摘したのは、女性というアイデンティティや主体は、本当に自明のものとして一般化され得るのかということである。こうした問題提起は、ポストコロニアル・フェミニズムなどから提出されたものでもあるが、たとえば西洋の白人女性の問題経験と第三世界の黒人女性の問題経験を同一視してしまうことは可能だろうか。そこにはむしろ、植民地主義を巡って、看過されてはならない差異が横たわっているだろう。このように、一見自明の集合的主体である女性であっても、その内部には多様な差異や分裂が存在している。それを無視して女性という主体に統一しようとすることは、まさに「全体化の概念に疑義をつきつけたかもしれないさまざまな差異を、同一性の記号のもとに植民地化すること」である。このようにバトラーは指摘する。

こうしたバトラーの指摘には、徹底した構築主義の視点が利いている。後に詳しく述べるが、バトラーは社会的な構築に際して非常に大きな役割を果たすものとして言語・言説を挙げた。上記のようなバトラーの議論は、フェミニズム自身が異議を申し立てる際の言説の働きへの警告として受け取ることができよう。男性中心主義的な文化・言語システムの下での女性の抑圧や排除を一般化することは、どのような効果を持つのか。あるいは、異議申し立ての主体として女性を据えることはどのような効果を持つのか。ともすると、それらの指摘や異議申し立てこそが、支配的な現実の領域を定め、フェミニズムが志向する自由の可能性を狭めることに寄与しているのではないのか。これこそ、バトラーが表明する懸念として理解されるべきことだろう。

2. 3 行為遂行性（パフォーマティヴィティ）

バトラーは「セックスとはつねにすでにジェンダーである」と述べ、前一言説的で自然な身体といったものを想定することを批判する。バトラーによれば、全ての身体は、その出生の瞬間から、言語あるいは社会によって構築されているものである。

では、バトラーはそうした社会的構築が、どのようなメカニズムによって起きるものと考えていたのだろうか。（バトラーが批判する）社会構築主義においては、社会的な構築を被る身体がまずあり、主体が形成されていくと考えられていた。いわば、社会的構築の前に、前提となる構築の主体が想定されているとすることができる。しかし、バトラーがそれを批判する時、バトラーの言う構築とは何に対して発生するものとして理解されるのだろうか。

こうした疑問に対してバトラーが提出するのが、パフォーマティヴィティ（行為遂行性）の概念である。バトラーは、この概念を、主体ではなく行為体の働きとして提示した。バトラーは、パフォーマティヴィティを以下のように説明している。

この意味で、ジェンダーは名詞ではないが、自由に浮遊する一組の属性というのでもない。なぜなら、ジェンダーの実体的効果は、ジェンダーの首尾一貫性を求める規制的な実践によってパフォーマティヴに生み出され、強要されるものであるからだ。したがってこれまで受け継がれてきた実体の形而上学の言説のなかでは、ジェンダーは結局、パフォーマティヴなものである。つまり、そういう風に語られたアイデンティティを構築していくものである。この意味でジェンダーはつねに「おこなうこと」であるが、しかしその行為は、行為の前に存在すると考えられる主体によっておこなわれるものではない。……ジェンダーの表出の背後にジェンダー・アイデンティティは存在しない。アイデンティティは、その結果だと考えられる「表出」によって、まさにパフォーマティヴに構築されるものである。〔Butler1990=1999 : 58 - 59〕

この一節は、『ジェンダー・トラブル』においてパフォーマティヴィティないしパフォーマティヴの概念が最初に登場する箇所であり、その意味を丁寧に説明している。既に述べたように、バトラーは「実体の形而上学」、すなわち、セックスを本質主義的に想定するこ

とはもちろんのこと、社会的構築の前に前提となる身体が存在すると考えることを拒否する。つまり彼女にとっては、ジェンダーは身体の本質を表わす「名詞」でもなければ、前一言説的な身体に働きかける（その働きが本質主義的に用意された）「属性」でもないのである。

一言で言えば、バトラーにとってのジェンダーは「おこなうこと」である。たとえば、自らのジェンダー・アイデンティティを説明する言説の実践は、一見既存のジェンダーの表出を単に述べたものと見えるかもしれない。しかし、上に見たように、ジェンダーとは本質主義的に説明される「名詞」でもなければ「属性」でもあり得ない。ジェンダー・アイデンティティを説明する時に起こっていることは、本質が想定しえないジェンダーを引き合いに出し、自らそれに対して意味付けを行っていくことである。ジェンダー・アイデンティティを説明することは（「私は男である」「私は女である」）、自らが前提としてそのジェンダー・アイデンティティを持っていることをただ言表する訳ではない。まさに、自らがそのジェンダー・アイデンティティを持つ者に「なる」ための実践として理解されねばならないのである。

よって、バトラーにとってのジェンダーとは「おこなうこと」と説明されるのだが、ここにこそパフォーマンスティヴィティ（行為遂行性）の性質が現れている。すなわち、行為の前に何らかの本質主義的な意味や性質が存在しているのではなく、行為の中でこそ、意味や本質の（再）生産が遂行されていくのである。再びバトラーの言葉を引きたい。

ジェンダーとは、身体をくりかえし様式化していくことであり、きわめて厳密な規制的枠組みのなかでくりかえされる一連の行為であって、その行為は、長い年月のあいだに凝固して、実体とか自然な存在という見せかけを生み出していく。ジェンダーの存在論を政治的に系譜づける学問は、それがもしも成功すれば、実体の見せかけをとっているジェンダーを脱構築して、ジェンダーを構築しているさまざまな行為をつまびらかにし、ジェンダーの社会的見せかけを監視する種々の力によって設定されている強制的な枠組みのなかに、これらの行為を位置づけ、そのなかでこれらの行為を説明するものとなるだろう。〔Butler1990=1999：72〕

付け加えておかねばならないが、バトラーは、ジェンダーが「おこなうこと」だからと言って、私たちが自由にジェンダーを「おこなうこと」ができると考えている訳ではない。ジェンダーを「おこなうこと」には、「きわめて厳密な規制的枠組み」、すなわち社会における言語・文化的なコンテクストが強い影響を及ぼすからである。バトラーが明らかにしたのは、それらの枠組みが、実はパフォーマンス的な反復の実践によって成り立っているだけの無根拠なものに過ぎないということである。よって、ジェンダーはパフォーマンス的なものであるという指摘がされることになる。ジェンダーとは、社会・時代に応じた定式が繰り返し行われる事で、「社会的見せかけ」「パロディ」として立ち現れるものなのである。

バトラーは、パフォーマンスティヴィティに最大限注目することを私たちに要求する。ジェンダーが社会的見せかけに過ぎないことを忘れ、それを批判する中で過度にそれに実体・本質を与えることは、避けねばならないからだ。むしろ論じられるべきは、社会的見せか

けとしてのジェンダーがどのように反復されその実体性を帯びているかということである。そして、その反復の根拠を問い直すことによってその偶然性・不安定性・引用性を明らかにし、一貫性を持つように見えるジェンダーの系譜を「ずらす」ことである。次節では、これについて検討したい。

2. 4 ジェンダーを「ずらす」

ジェンダーのパフォーマティヴィティを指摘することは、ともすると極めて悲観的な議論と捉えられるだろう。なぜならば、ジェンダーについて語ることは必然的に過去の反復を参照することになり、なんらかの形で、そのパフォーマティヴな社会的構築に寄与することになるからである。よって、政治的な異議申し立ては、パフォーマティヴなジェンダーの反復にしかならず、ジェンダーの体制の転覆は不可能、ということにもなりかねない。

しかし、バトラーはこうした悲観的な見通しの中に、かすかな光明を見出す。彼女は、ジェンダーの体制の持つ偶然性・不安定性・引用性を暴き出すパフォーマティヴの可能性を示唆している。

もしもジェンダー・アイデンティティの基盤が、時をつうじて繰り返される様式的な反復行為であり、継ぎ目がないアイデンティティでないならば、「基盤」という空間的なメタファーは、じつはそれが様式的な配置——実際には、その時代のジェンダーの身体化——にすぎないものであることが明らかにされ、放逐される必要があるだろう。したがってジェンダー化された永続的な自己とは、アイデンティティの実体的な基盤の理想に近づくように、反復行為によって構造化されたものであることが判明するが、他方でその反復行為は、ときおり起こる不整合のために、この「基盤」が暫定的で偶発的な<基盤ナシ>であることも明らかにするのである。ジェンダー変容の可能性が見いだされるのは、まさにこのような行為のあいだの任意の関係のなかであり、反復が失敗する可能性のなかであり、奇形形のなかであり、永続的なアイデンティティという幻の効果が生じひそかになされる政治的構築にすぎないことをあばくパロディ的な反復のなかなのである。

[Butler1990=1999 : 247 - 248]

ジェンダー・アイデンティティの基盤が、継ぎ目のない一貫性のあるものなどではなく、それが「様式的な配置」すなわち「その時代のジェンダーの身体化」に過ぎないことが明らかにされたこと、これこそが前節で論じたパフォーマティヴィティの成果であった。バトラーは更にそこに可能性を見出す。バトラーによれば、様式的な配置は偶然性や不安定性、不確実性に満ちたものであったが、バトラーはそれらが明るみに出る瞬間があると指摘する。その瞬間とは、「ときおり起こる不整合」であり、「反復が失敗する可能性」である。そして更にバトラーは、そうした可能性を招き入れるものとして「パロディ的な反復」があることを指摘していく。永続的なアイデンティティが幻／パロディであることを指摘する、それ自体がパロディ的な反復とはどのようなものだろうか。

言説実践の外側に行為体や現実が存在する可能性は全くなく、行為体や現実に理解可能性の資格を与えているのは、ただひとつ言説実践のみである。それゆえ課題は、反復すべきかどうかということではなくて、どのように反復すべきかということである。実際には、反復しつつ、その反復を可能にしているジェンダー規範を、ジェンダーのラディカルな増殖をとおして、どのように置換ちかかんしていくかということである。〔Butler1990=1999 : 260〕

バトラーは、「反復が失敗する可能性」、「パロディ的な反復」の可能性を言説の実践の中に見出そうとする。既に述べたように、バトラーにとっては、社会はその全ての領域が男性中心の言語体制から自由であり得ないからである。私たちは常に既に言語による生の内部におり、その外部に出ていくことを志向する「女の書きもの」などは批判されることになる。つまりバトラーに従えば、反復すべきかどうか、更に言えば反復しないことを選択することは不可能である。ジェンダー化されない身体など存在し得ない。問題なのは、そのジェンダー化を「どのように反復すべきか」であり、その反復の中で、ジェンダー規範自体を「どのように置換していくか」なのである。

こうした戦略について、バトラーは「起源にあるものの意味を結果的にずらしていく模倣として、それらは起オリジナリティ源という神話自体を模倣する」〔Butler1990=1999 : 243〕と評価する。バトラーによれば、反復の起源とされるものは、実は偶発的なものでしかなかった。よって、それを「ずらしていく模倣」の実践は、その起源が絶対的たりえない、不安定なものであることを暴いていくとされる。これこそが、バトラーの戦略である。「ずらし」の実践によって、ジェンダーのパフォーマティヴな反復の中にトラブルをもたらしこと。それによって、その一貫性に裂け目を生じさせ、オリジナルの偶発性・不安定性を明らかにしていくこと。これらの実践を政治的な攪乱の契機を持つものとして捉え直すことで、バトラーのフェミニズムの戦略が始められるのである。

ただし、注意しておく必要があるのは、バトラーはこうした「ずらし」の実践は、「結果的」なものでしかないと述べていることである。つまり、「ずらし」は、意図的に行おうとしても行えるものではない。むしろ、前節等で検討したように、社会において支配的なジェンダー体制を再演する結果に終わってしまうことがままあるだろう。では、結果として言語／文化の体制を強化するだけで終わってしまうような言説と、パフォーマティヴな攪乱の契機を生み出すような言説、この二つを分節することはどのように可能だろうか。

こうした疑問に対して、バトラーは明確な回答を提示していない。というよりも、バトラーの議論を検討していけば、その疑問に一定の回答を与えることはほぼ不可能に近い、失敗ですらあることが分かるだろう。『ジェンダー・トラブル』においては、各社会における言語／文化の体制を把握すること、またそれらに外部はあり得ないことを踏まえることは議論の前提となっていた。その上で展開される攪乱の戦略は、当然文脈依存的なものである。よって、どのように攪乱的な反復がなされるか、どのように「ずらし」が行われるかは、社会におけるジェンダーの反復の系譜との相関関係の中で決定されると言えるだろ

う。むしろ、「ずらし」をかくあるべきとして定義することは、社会における言語／文化の体制を、特定の介入のみが効を奏するものとして、逆説的に本質主義化することに繋がってしまうのである。

その上で、バトラーの次の発言は興味深い。

それぞれの言葉には社会的な歴史がありますし、その意味は、誰が誰について、どんな目的で思い描くかによって、地政的境界や文化的誓約を持つものなのです。したがってジェンダーを指す言葉は、けっしてこれで決定、変更ナシというのではなく、つねに作りなおしのプロセスのなかにあるのです。ジェンダーおよびセクシュアリティ編成、この二つの作り直しは、セクシュアル・ポリティクスの領域を現在定めている結合と分離の各瞬間で、つねに起こっていることなのです。したがって、どんな未来がセクシュアル・ポリティクスのために残されているかは、わたしたちの生き抜く能力にかかっているのであり、また教条主義的な立場や安易な解決によって緊張関係を前もって排除することなく、緊張と切り結んでいく能力にかかっているのです。〔Butler2006-2008 : 177〕

バトラーは、攪乱的な反復の模索が失敗に終わる可能性を前もって排除することを選択しない。攪乱の契機は知性的境界や文化的誓約に依存しており、「つねに作りなおしのプロセスのなかにある」。であればこそ、そのプロセスを本質主義的に固定して捉えるのではなく、絶えざる反復の中で、支配的な言語／文化と緊張関係を取り結びながら切り結んでいくことが必要なのである。

ここまでバトラーの議論を検討してきた。彼女の議論は、単にアイデンティティを幻想として退けるポストモダンの議論とは一線を画するものであると評価できよう。彼女は「アイデンティティが分節化される条件を、政治的なものとみなす」〔Butler1990=1999 : 260〕と宣言する。一見して彼女の議論は悲観的に見えたとしても、実際それはアイデンティティの形成のプロセスについてきわめて厳密に検討している証左なのであり、その攪乱の契機について、粘り強く検討した結果なのである。

2. 5 『触発する言葉』——バトラーのマッキノン批判

ここまで、『ジェンダー・トラブル』におけるバトラーの議論を検討してきた。バトラーはその中で徹底した構築主義の立場を取る。それは、対比して本質主義の立場を取るキャサリン・マッキノンの議論とは、相容れない争点を含むものであった。そしてバトラーは、『触発する言葉』の中で、マッキノンの議論を明確に批判の対象として、自らの議論を展開していくことになる。

ここで、本章最初に提示した問いに戻りたい。バトラーはマッキノンを本質主義者だと

みなすが、マッキノン、どのような点で本質主義者なのだろうか。また、マッキノンに対するバトラーの批判は、どのような点で社会構築主義の議論と考えられるのだろうか。

本節以降では、『触発する言葉』におけるバトラーのマッキノン批判を検討する。その結果、本質主義としてのマッキノン、構築主義としてのバトラーという双方の相違点を明らかにし、3章の議論への前哨としたいと思う。

バトラーは、『触発する言葉』の第2章「ポルノと検閲」の書き出しにおいて「キャンパスや職場といった公的場所における憎悪発話を規制しようとする最近の提案は、一連の曖昧な政治的効果を生みだしている。」〔Butler1997=2004:113〕と述べ、「キャンパスや職場といった公的場所における憎悪発話」を取り上げる。憎悪発話とはありていに言えば「脅しになる」「人を傷つける言葉」〔Butler1997=2004:21〕であり、人種や肌の色、国籍、ジェンダーなどに関して他者を中傷する発言がこれに含まれる。バトラーは、憎悪発話とその規制に、言い換えれば言語の働きに関心を寄せていく。これは、前節で検討したように、バトラーが社会的な構築はまずもって言語／文化によって行われるものであると考える姿勢の現れである。

またバトラーは、「語り自体が身体行為である」〔Butler1997=2004:16〕と述べ、発話と身体的な行為の差異が、明確には示すことができないとする。思えば、マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの定義は、広くとれば「不平等な権力関係を背景として相手の希望に反する性的要求を押しつけること」〔MacKinnon1979=1999:26〕であるとされていた。この定義の内には、意図に反して相手の身体に触れるなどの身体的な行為の場合もあれば、相手に中傷的な言葉を投げかけるといった発話の場合も含まれている。では、この二つを分節することは積極的な意味をもたらすだろうか。バトラーは次のように述べる。

脅しは、「そうしてやるぞ」と言われている行為そのものではないが、しかしそれは行為であり、発話行為であり、将来行為すると宣言するだけでなく、ある種の力——次なる力を予言し、しかもそれを起動させる力を言葉のなかに刻み込む。脅しは将来への予想を生みだすが、「暴力をふるうぞ」という脅しは、予想の可能性そのものを破壊する。それは予想が壊されるのを予想する時間、したがってそれを予想することなどけっしてありえない時間を起動させるのだ。〔Butler1997=2004:16〕

「こうしてやるぞ」という脅しは、ただ言表される行為が、実際に身体的な水準で行われることを示唆するだけではない。言葉によるハラスメントは、その言葉を投げかけるといった行為の水準でも捉えられねばならず、バトラーはここに言葉の行為遂行性、パフォーマンスティヴィティを見出す。パフォーマンスティヴィティとは、「そういう風に語られたアイデンティティを構築していくもの」〔Butler1990=1999:58-59〕、すなわち、ただ言表するのではなく、その言表自体が、その中で語られていることを社会的に構築していくような行為であると考えられる。よって、ジェンダーを語ることは「おこなうこと」なのである。セクシュアル・ハラスメントの場合も同様である。それは、単に中傷的な言葉を投げ

かけたり、何らかの身体的行為を予期させるものではない。ハラスメントは、相手の身体に対して「おこなう」ものである。すなわち、セクシュアル・ハラスメントの中で言表されているものは、それを投げかけられた者の身体に、発話によって既に行われており、「予想が壊されるのを予想する時間、したがってそれを予想することなどけっしてありえない時間を始動させる」ことになる。なぜなら、その行為は既に始まってしまっているのだから。「ある意味で脅しは、それをやるぞと脅している事柄の行為の幕を開ける」〔Butler1997=2004:16〕のである。

よって、セクシュアル・ハラスメントに関して議論を行う場合に、身体的な行為と発話行為とを分節して考えることはできないように思われる。発話行為は、その行為遂行性（パフォーマンスティヴィティ）のゆえに、身体的な行為の一種として考えられるべきであろう。しかし同時に、バトラーが論じているような発話行為の性質は、身体的行為には適用できないと考えることもできない。なぜならば、それらの境界は常に曖昧なものであり、そもそも行為遂行性とは、行為における性質を発話にも転用したものであったからだ。身体的な行為であっても、発話行為であっても、パフォーマンスに脅しや中傷を行っていく。このことはある意味で、脅しや中傷もまた、社会的な構築を行っていく行為体の働きとして理解できるということにならないだろうか。すなわち、中傷的な言葉を投げかけることによって、それらを投げかけられた相手が社会的に構築されていくといった事態が想定されることになるのではないだろうか。そして、バトラーによれば、こうした考え方にマッキノンのパフォーマンスティヴィティ理解は強く依拠しているという。バトラーはこうした考えに対して、ある部分で決定的に袂を分かとうとする。では、マッキノンは、パフォーマンスティヴィティをどのように理解しており、バトラーはそれに対してどのような反論を加えているのだろうか。

2. 6 マッキノンの本質主義、バトラーの社会構築主義

前節では、中傷的な、ハラスメントに類する発話のパフォーマンスティヴィティについて確認した。バトラーの『ジェンダー・トラブル』での議論を振り返れば、そうしたパフォーマンスティヴな言語の働きによってこそ、社会的な構築は行われ、〈基盤ナシ〉のものが実体性や一貫性を帯びたものとして捏造されていくのだった。実際、バトラーは中傷的な発話による社会的構築について述べるが、しかし、その考え方はキャサリン・マッキノンの議論において重要な役割を担っていると指摘し、ある部分で批判を加えていく。

マッキノンのポルノ批判が概念的に依拠しているモデルが、発話媒介行為から発話内行為に移行したことは重要である。マリ・マツダの著作では、憎悪発話は聞き手に対してはたらく（発話媒介行為）だけでなく、そのように名指しされる人を社会的に構築するのに寄与している（したがって社会的呼びかけのプロセスの一部となる）と考えられている。聞き手は、ある社会的位置につく——その社会的位置の一部と同義のものになる——と理解されている。そしてそういった社会的位置は、変化しない階層のなかに置かれているとみなされている。したがって聞

き手は、自分がつく社会的位置のために、発言の結果として中傷される。発言はまた主体を、従属的な社会的位置に再配置させるものでもある。この見解では、そのような発話は支配関係の構造をふたたび呼び起こして再記述し、そして支配の構造を再構築するための、言語的契機を作り出す。〔Butler1997=2004 : 29〕

ここでバトラーがマッキノンらの議論として紹介しているのは、直接的にはポルノ規制の議論であるにせよ、セクシュアル・ハラスメントや中傷的な発話によって身体が社会的に構築されていくことを示すものでもあろう。つまり、セクシュアル・ハラスメントは、その被害者が「そのように名指しされる人を社会的に構築するのに寄与している」といった指摘がなされるわけである。しかし、その後バトラーは「そういった社会的位置は、変化しない階層のなかに置かれている」と続ける。これは、決定的に重要な箇所であり、この点においてまずバトラーとマッキノンは対立することになる。

『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』におけるマッキノンの議論は、セクシュアル・ハラスメントが生物学的要因によって規定されることを強く拒否し、社会的要因、社会において両性に与えられる意味、ジェンダーこそがその要因として考えられるべきであると主張するものだった。ジェンダーを規定するのはセクシュアリティであるとマッキノンは考えていたが、そのセクシュアリティ理解とは、男性／女性の異性愛的な対置によって形成される、能動／受動や性的支配／従属といった特定のモデルに基づくものとして把握される。すなわち、「変化しない階層のなかに置かれている」のである。

よって、セクシュアル・ハラスメントは、「支配関係の構造をふたたび呼び起こして再記述し、そして支配の構造を再構築するための、言語的契機を作り出す」ものである、このようにマッキノンの議論は要約されることになる。いわば、「その言葉を語っているときに、中傷が社会的従属を意味するような中傷のパフォーマンスになっているのである。」

〔Butler1997=2004 : 29〕 このことは、一見するとバトラーのパフォーマティヴィティの議論とも整合するもののように見える。特定の言語／文化的システムの中で、パフォーマティヴな反復が行われる事によって<基盤ナシ>であるはずのものが実体性を付与されるというのがバトラーの議論だった。パフォーマティヴな反復の効果と、それによる社会的構築を重視するのはバトラーもマッキノンも同様である。しかし、このパフォーマティヴな反復が何に依拠しているか／いないかにおいて、バトラーはマッキノンとは相いれない。バトラーは次のように述べる。

しかしさらに一般的に言えば、「社会構造」という静的概念が憎悪発話のなかで増幅されるのか、それとも社会構造が繰り返され、反復され、分節化しなおされることによって破壊されるのかを問いかけてみるだけの理由もたくさんある。憎悪発話の発話行為は、それが言表していると言われている「構造」に時間軸があることを考慮に入れたとき、効果を減じ、新局面や転覆に晒されるのではないか。もしも、その構造を持続するためにはその構造を言表化する必要があるなら、構造の持続を問題にしうる地点は、まさに言表の現場ではないか。〔Butler1997=2004 : 31〕

マッキノン、セクシュアル・ハラスメントは性差別、すなわちジェンダーに基づく差別であると考えていたが、同時に、ジェンダーは男性／女性の二項対立による固定的なセクシュアリティによって規定されるものであると考えていた。マッキノンにとっては、セクシュアル・ハラスメントとは社会を支配するセクシュアリティが表出したものである。バトラーが批判するのは、マッキノンがこのようにセクシュアリティを絶対的な基盤として考えていることである。バトラーは、マッキノンのセクシュアリティ理解のように、転覆可能性のない絶対的な「静的概念」を想定することに疑問を提出する。むしろ、「社会構造が繰り返され、反復され、分節化しなおされることによって破壊されるのか」を問うことが、反復は<基盤ナシ>であり、だからこそ攪乱的な反復による「ずらし」の可能性が見出されると考えるバトラーにとっては当然の議論である。バトラーにとって、マッキノンのように、強固に一貫性を持った基盤を想定することは、「構造の持続」を転覆不可能とみなすものである。だからこそ、バトラーにとってマッキノンは本質主義者なのである。マッキノンは確かに、生物学的な基盤に基づいた本質主義的議論を展開することは拒否していた。しかし、バトラーにとってそれは問題ではない。マッキノンは、セクシュアリティを、異性愛の特権的モデルの下に、男性／女性の二項対立に能動／受動や支配／従属という意味が内包されたものとして理解していた。ここには、ジェンダーとセクシュアリティの、転覆不可能な結び付きが想定されている。マッキノンは、いわばジェンダーを、本質主義的なものとして、変更しえない意味を持つものとして捉えていると言えよう。バトラーはこれを批判する。マッキノンが想定している基盤とは、本当に強固な一貫性を帯びたものなのか。むしろそれは、ある文脈の中で特定の反復をなされることによって、見せかけの基盤を構築してきたに過ぎない、本来は<基盤ナシ>のものなのではないかとバトラーは問いかける。これが、本質主義者マッキノンと対比して、バトラーが徹底した構築主義者と呼ばれる所以なのである。

本章では、『ジェンダー・トラブル』『触発する言葉』の二つの著書を主な手がかりとして、ジュディス・バトラーの思想と、それに基づくマッキノンへの批判について論じた。バトラーは、ジェンダーの本質や実体性といった考え方を退ける。バトラーによれば、それらは発話行為によって、パフォーマンスな反復の結果として産出されるものであり、<基盤ナシ>と考えられるからである。また、バトラーは、こうした発話行為の前に主体が存在するという考え方にも疑問を投げかける。バトラーによれば、主体もまた、発話行為によって結果として産出されるものなのである（バトラーは、発話行為の場面においては、行為体を想定している）。

バトラーの議論は、ジェンダーの実体性への問いや発話行為の基盤の疑問視など、本質や基盤とされるものに対して徹底して問いを投げかけていく。こうした議論は、バトラーの戦略において重視される「ずらし」へと繋がっていく。反復によって本質や基盤が捏造されているならば、異なった反復を呼び込むことで、支配的な体制を転覆させようというのである。

こうしたバトラーの議論は、当然ながらマッキノンの考えとは相容れない。マッキノンは、セクシュアリティに性差別の原因を求め、男性／女性のセクシュアリティを性差別の

本質と考えたからである。よって、本論 1 章で論じたマッキノンの『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』における議論は、バトラーの視点に立てば、多くの点で批判されることになる。

この点について、本章では、バトラーの議論に即して簡単に述べるに留めた。次章では、バトラーの議論に拠って立ち、セクシュアル・ハラスメントを社会構築主義フェミニズムの観点から論じる。バトラーの議論は、セクシュアル・ハラスメントの分析にどのように貢献しうるだろうか。

3. 社会構築主義とセクシュアル・ハラスメント

——マッキノンとバトラーの議論を通じて

はじめに、ここまでの議論を簡単に振り返っておく。1.では、キャサリン・マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの議論について確認した。マッキノンはセクシュアル・ハラスメントを性差別であると考えた。そして、マッキノンの考える性とは、能動／受動や支配／従属などの意味を内包した男性／女性の二項対立的秩序の上に成り立つものであった。よってマッキノンは、セクシュアル・ハラスメントと闘うためには、法によって女性を保護することが必要であると考えたのである。

続く 2.では、ジュディス・バトラーによる社会構築主義フェミニズムの議論、そしてマッキノンへの反論を確認した。バトラーは、セックス／ジェンダーの実体性に疑問符をつける。バトラーによれば、それはパフォーマンスな反復の結果産出されるものであり、本来根拠を持たない偶発的なものであると考えられるのである。よって、バトラーはマッキノンのように固定的な二項対立秩序を想定してしまうことには反論の意を示す。なぜならば、そうした秩序は反復の結果、存在するかのように見せかけられているものであり、安定的な実体として存在するものではないからである。

本章では、1.と 2.の議論を引き継ぐ。具体的には、社会構築主義フェミニズムの視角からのセクシュアル・ハラスメントについて論じる。バトラーとマッキノンの議論は、直接的にはポルノ規制法案に関する文脈で論争を引き起こした。しかし、マッキノンに対するバトラーの批判は、セクシュアル・ハラスメントに関する議論においても十分に援用可能なものである。バトラーが展開した社会構築主義フェミニズムの立場からは、セクシュアル・ハラスメントはどのように論じられるのだろうか。これを本章の課題とする。

3. 1 マッキノンのセクシュアル・ハラスメント論

ジュディス・バトラーによる社会構築主義フェミニズムの議論に入る前に、キャサリン・マッキノンによるセクシュアル・ハラスメントの議論を振り返っておく必要があるだろう。マッキノンの議論はセクシュアル・ハラスメントの問題化において強い影響力を持つものであったが、バトラーからは本質主義とみなされ批判を受けることになる。では、

バトラーは、マッキノンの議論のどのような点を本質主義であると考えたのだろうか。これを本節では確認したい。

マッキノンは『セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』において、セクシュアル・ハラスメントを性差別、すなわちジェンダーに基づく差別として問題化する。マッキノンは「本書は女性は一箇の集団として、他と異なるだけでなく構造的に低い地位に置かれているとみている」〔MacKinnon1979=1999:28〕と述べる。つまり、集団としての女性が被る構造的な差別こそがセクシュアル・ハラスメントであるとマッキノンは考える。

しかしマッキノンは、女性に対する構造的な差別がセックスより導き出されるといった考え方は取らない。それは生物学的本質主義と呼ばれる立場であるが、生物学的な差異から身体を区分することにはマッキノンは否定的な態度を取る。しかし、マッキノンはなぜ、本質主義として批判されることになったのだろうか。それは、マッキノンが考える構造的差別の要因と関わるものである。マッキノンはそれを、セクシュアリティであるとする。

セクシャリティと性別^{ジェンダー}の関係は、セクシュアル・ハラスメントは性差別であるという主張にとって決定的な環である。〔MacKinnon1979=1999:239〕

マッキノンはこのように述べる。すなわちマッキノンは、セクシュアリティこそがジェンダーを規定するものであり、セクシュアリティの不平等な構造によってこそ、セクシュアル・ハラスメントが生じると考えるのである。

女性のセクシャリティは、ジェンダー・アイデンティティと性別上の地位が社会的に表現され経験される主要な手段である。セクシャリティに対する攻撃は、女性であることに対する攻撃である。(中略)女性が女性であるがゆえに身に起こる行為があるとすれば、セクシュアル・ハラスメントこそ、その最もわかりやすい例の一つというべきだろう。〔MacKinnon1979=1999:282〕

マッキノンはこのように述べる。マッキノンが想定しているのは、女性のセクシュアリティ、そして男性のセクシュアリティである。マッキノンは、セクシュアル・ハラスメントを女性に対する構造的な差別であるとする。つまり、女性のセクシュアリティが攻撃を受けるような事態が生じる時、それはセクシュアル・ハラスメントであると考えられる。しかし同時にマッキノンは、女性のセクシュアリティとは「ジェンダー・アイデンティティと性別上の地位が社会的に表現され経験される主要な手段」であると述べ、セクシュアル・ハラスメントを「女性が女性であるがゆえに」経験する行為であると考えている。ここでは、セクシュアリティこそが、セクシュアル・ハラスメントを引き起こしているものであると述べられているように思われる。

セクシュアル・ハラスメントの標的としてのセクシュアリティ。セクシュアル・ハラスメントの原因としてのセクシュアリティ。この二つは、マッキノンにとっては両立するものである。セクシュアリティこそがセクシュアル・ハラスメントを引き起こすものであり、

その標的になるのもまた、セクシュアリティであると考えられる。では、女性／男性のセクシュアリティと述べる時、マッキノンはいかにそれらがどのように編成されていると考えるのだろうか。ここに、マッキノンのセクシュアル・ハラスメント論の最重要点がある。

生理的、心理的、社会的、経済的、文化的、美的、政治的諸力が微妙に重なり合う場に位置するセクシャリティは、あまりにも多い規定要因をかかえている。

[MacKinnon1979=1999:282]

マッキノンがこのように述べる時、セクシュアリティは多くの規定要因からなる複雑なものと考えられているように思われる。しかし、マッキノンはそれらの内に一貫した構造を見出そうとする。それが男性／女性のセクシュアリティである。男性／女性の二項対立が貫く社会、そこにおいてセクシュアル・ハラスメント、つまり女性のセクシュアリティへの攻撃が生じるのはある種必然的なことであるとマッキノンは考えている。

マッキノンによれば、男性／女性の二項対立は多くの対になる意味を含み持つものである。それは能動／受動であり、支配／従属であり、加害／被害であり、セックスにおける挿入する／されるである。男性／女性の対に従ってこれらの特権的イメージが配分されている、これがマッキノンのセクシュアリティ理解である。マッキノンは、このセクシュアリティによってこそ、ジェンダーが規定されると考える。よって、男性／のセクシュアリティから女性／のセクシュアリティへと攻撃が生じること、これはセクシュアリティの編成に照らせば必然的なことであるが、それこそがマッキノンにとってのセクシュアル・ハラスメントなのである。

マッキノンが上記のように、セクシュアル・ハラスメントを必然的なものとして理解するのは、現状認識として、社会において性に関する暴力が恒常的に生じているということが背景にあるだろう。その意味で、マッキノンの議論を単なる本質主義として片づけることはできない。しかし同時に、マッキノンのセクシュアリティ理解こそが、本質主義と呼ばれる大きな要因となっていることは述べておく必要がある。なぜ、セクシュアリティは、男性／女性の二項対立に基づく特権的イメージの下で理解されなければならないのか。そこに内包される特権的イメージの基盤はどこに求められるのか。その基盤は書き換えができないものなのか。男性／女性の二項対立自体が、異性愛的なモデルを前提にしているのではないか。セクシュアリティこそが、ジェンダーを規定する唯一の要因と考えられる理由は何か。ジェンダーとセクシュアリティの関係はそのように単線的に理解できるのか。これらの疑問に、マッキノンの議論は答えることができない。マッキノンの議論の前提となっているのは、男性／女性のセクシュアリティの間に偏在している不均等な意味と権力の構造だからである。この構造を普遍的なものとして自明視してしまうがゆえに、マッキノンは本質主義と呼ばれるのであり、その意味において、マッキノンの考えるセクシュアル・ハラスメントもまた、本質主義的に想定された構造に基づいて生じるものと理解されなければならないのである。

では続いて、バトラーの議論は、セクシュアル・ハラスメントの議論にどのように貢献するのだろうか。バトラーの議論においては、セクシュアル・ハラスメントはどのように位置づけられるのだろうか。次節では、これについて論じる。

3. 2 バトラーのマッキノン批判——発話行為と行為遂行性

バトラーの議論に内在して、社会構築主義フェミニズムの立場からセクシュアル・ハラスメントを再定位することは可能だろうか。これを検討するのが本章の課題である。そのためにはまず、バトラーによるマッキノン批判が展開される『触発する言葉』における、発話行為とその行為遂行性について考察することから始める必要がある。

セクシュアル・ハラスメントはまずもって発話行為、それも、バトラーが論じたような、脅しや憎悪発話に類するような発話行為の一種であると考えることができる。発話行為とは、身体的・物理的な行為と言葉の境界をまたぐ行為であり、いわば「語り自体が身体行為である。」〔Butler1997=2004: 16〕セクシュアル・ハラスメントもまた、同様である。マッキノンの定義を思い返すまでもなく、実際に行われる身体的行為は言うまでもなく、相手の意に沿わないような性的な発言もまた、セクシュアル・ハラスメントである。セクシュアル・ハラスメントもまた、「その語り自体が身体行為」であるような、行為遂行的な振舞いとして考えられる必要がある。

問題は、その発話行為がどのような効果を及ぼすか、ということである。バトラーは、脅しや憎悪発話に類する発話行為について以下のように述べている。

脅しは、「そうしてやるぞ」と言われている行為そのものではないが、しかしそれは行為であり、発話行為であり、将来行為すると宣言するだけでなく、ある種の力——次なる力を予言し、しかしそれを起動させる力——を言葉のなかに刻み込む。〔Butler1997=2004: 16〕

セクシュアル・ハラスメントも同様である。セクシュアル・ハラスメントにおいて語られる性的な言葉や誘いは、将来の危険を予想させるのみならず、「発話の受け手を恐怖で凍りつかせる」〔Butler1997=2004: 20〕ものである。発話行為は行為遂行的なものである以上、その発話が受け手の身体に及ぼす影響も行為遂行的なものとなるからである。セクシュアル・ハラスメントが行われた時、そこで語られているような事柄は、受け手の身体に行為遂行的に刻み込まれてしまう。すなわち、「ある意味で脅しは、それをやるぞと脅している事柄の行為の幕を開ける」のである。〔Butler1997=2004: 16〕

しかし、バトラーのマッキノン批判を思い返せば、行為遂行性とは、前もって制御できるような性質のものではない、文脈依存的なもののはずである。だとすれば、パフォーマンス的な脅しの発話が成功する条件とは一体何なのか。つまり、セクシュアル・ハラスメントをセクシュアル・ハラスメントたらしめるものとは一体何なのだろうか。バトラーは、次のように述べる。

もしも行為遂行性が暫定的に成功するなら（「成功」は常に暫定的なものではないと言いたい）、その理由は、意図が発話行為を取りしきるのに成功したからではなくて、その行為がそれに先立つ行為を反響させ、そして先行する権威的な一連の実践を反復・引用することをつうじて、権威の力を自分のなかに蓄積したか

らにすぎない。〔Butler1997=2004：81〕

バトラーがここで述べているのは、ある発話に関して、過去にどのような文脈が権威を得てきていたかという、発話行為の背後にある、言葉の歴史性とでも言うべきものである。ある言葉の意味は、過去に様々に行われた反復や引用との関わりで形成されるものである。当然、それらの反復や引用には、多く引き合いに出される、権威的なものが存在することになる。この権威を借りることによって——そのように反復・引用が行われることはままたるだろう。社会的／文化的文脈においては、その権威が力を持っているのだから——、行為遂行性が成功したような、あたかも意図が発話行為を取りしきるのに成功したかのような事態が生じるのである。

セクシュアル・ハラスメントもこのように考えられねばならないだろう。発話行為がセクシュアル・ハラスメントとなるのは、極めて文脈依存的な事柄である。もはや慣習と化したような権威的な反復・引用、これを通じて、セクシュアル・ハラスメントは人を傷つける力を得ることになる。これは、悪意や意図の有無に関わらず、発話行為がセクシュアル・ハラスメントになりうることをも示している。重要なのはどのような社会的／文化的文脈が反復・引用されたのかであり、そもそも行為遂行性は自由意志によって制御できるものではない以上、文脈次第では、何の変哲もない言葉もまた、セクシュアル・ハラスメントとなることになる。逆に、SMプレイにおいては、極めて限定的な文脈が想定されているため、性的な言葉を投げかけても、セクシュアル・ハラスメントとはみなされない場合が考えられるのである。

このように、セクシュアル・ハラスメントは、発話行為が参照し引用・反復する、過去の実践の社会的／文化的文脈、これによって行われるのものであると考えることができる。その加害性とは、過去の権威——そこには、数多の加害や差別の歴史が凝縮されているだろう——を借りることによって成り立っているのである。

ここで一つの問いを立ててみたい。バトラーは、発話行為の背後に統制的な意志を持った主体が存在するという考え方を拒否していた。つまり、発話行為の効果を前もって操ることができるような意志／主体は存在せず、主体は発話行為の結果として、パフォーマンスに産出されるものであるとバトラーは考えていたはずである。だとすると、セクシュアル・ハラスメントにおける主体＝加害者とは、やはり発話行為の結果として、パフォーマンスに産出されるものではないだろうか。被害者も同様である。加害者／被害者という名や位置、あるいはその関係性は、セクシュアル・ハラスメントが生じる前から、そうなることが本質的に決定されている訳ではないと考えられる。加害者／被害者の位置や関係とは、セクシュアル・ハラスメントの結果として、パフォーマンスに産出されるものであり、そこに本質的な要素は介在しない。加害者になるべくしてなる人も、被害者になるべくしてなる人も、いないのである。次節では、これを検討したい。

3. 3 行為遂行性と加害者／被害者

本節では、セクシュアル・ハラスメントにおいて、加害者／被害者の存在が、行為の結果としてパフォーマンスに産出されることについて論じる。前節で検討したように、セ

クシユアル・ハラスメントが他者を傷つける効果を持つのは、文脈依存的なことであり、過去の反復・引用における権威に借りるところが大きいことを論じた。つまり、クシユアル・ハラスメントとは、発話行為の行為遂行性の結果として考えられる。そうだとすると、クシユアル・ハラスメントにおいて無視することができない存在である、加害者／被害者、両者もまた、クシユアル・ハラスメントの結果パフォーマンスに産出される存在だと考えられるのではないだろうか。

バトラーの議論に従えば、加害者とはクシユアル・ハラスメントの結果として産出される主体として理解される。バトラーは「その行為は、行為のまえに存在すると考えられる主体によっておこなわれるものではない」〔Butler1990=1999 : 58〕と述べる。ここで言われているのは、主体とは、行為を行うこと、行為体の働きによって、パフォーマンスに産出されるということである。つまり、行為の前に、行為を行う主体がいるのではなく、行為の結果として、主体が現れるのである。

クシユアル・ハラスメントにおける加害者／被害者においても同様である。クシユアル・ハラスメントは、パフォーマンスな性質を持つ発話行為の一種として理解されるものだった。それは、文脈依存的なものであり、過去の権威的な反復・引用の蓄積を再び引き合いに出すことによって、他者を傷つける力を持つことになる。重要なのは、反復・引用もまた、自由意志によって制御されるものではないということだ。それはやはり行為遂行的かつ文脈依存的なものであり、どのような発話行為が他者を傷つけることになるかを、前もって決定することはできない。

加害者／被害者も同様である。クシユアル・ハラスメントにおいてもまた、発話行為の前に、自在に自らの行為を制御する主体を想定することはできない。発話行為はパフォーマンスに行われるものであり、それが文脈の中で及ぼす効果の結果として、発話行為はクシユアル・ハラスメントとなる。つまり、クシユアル・ハラスメントの加害者／被害者もまた、発話行為がクシユアル・ハラスメントとしての効果をパフォーマンスに帯びていく、その結果として産出される存在であると考えられる必要があるだろう。

こうした加害者／被害者の把握は、マッキノンのそれとは大きく異なる。マッキノンは、クシユアル・ハラスメントの前に、男のクシユアリティ／女のクシユアリティという本質と、その主体とを強固に想定してしまっていた。マッキノンにとってのクシユアル・ハラスメントは、男のクシユアリティが女のクシユアリティを従属化させることである。これはマッキノンにとっては抗いがたく、まさに常に既に生じていることと考えられている。この考え方は、一見バトラーの、過去の権威ある反復を借りる、ということと似ているように思われるかもしれない。確かに、バトラーの言う過去の権威とは、男性による女性の差別や同性愛差別など、現在社会において生じている事柄が、過去の社会的／文化的文脈の中で生じ続けてきた強固なものであるということを想定しているように思われる。しかし重要なのは、バトラーは、あくまでそれらは文脈依存的なものでしかなく、反復の繰り返しによって成り立つ、本来は無根拠な事柄だと考えていることである。マッキノンは、社会的／文化的文脈を固定的かつ安定的なものとして絶対視してしまっており、むしろそれらに根拠すらも与えてしまっていることになる。

こうしたバトラーの議論に従えば、必ず男性／のクシユアリティが加害者であり女性／のクシユアリティが被害者であるという、マッキノンの考えから離れてクシユア

ル・ハラスメントを考えることが可能になる。つまり、セクシュアル・ハラスメントを成立させるとマッキノンが考えていた基盤の自明性を疑うことによって、結果として、より広い文脈で、セクシュアル・ハラスメントを捉えることが可能になるかもしれないのである。

付け加えておけば、マッキノンにおけるセクシュアル・ハラスメントにおいても、女性が加害者となり男性が被害者となりうる場合は完全に否定されているわけではない。マッキノンによれば、そうした場合は、男性のセクシュアリティを持つ女性、いわば男性化した女性が、女性のセクシュアリティを持つ女性化した男性に危害を加えていると考えられる。しかし、こうしたマッキノンの議論は、男性／女性の二項対立項を不問に付すことによって成り立っている。この基盤を離れて思考するバトラーの議論は、セクシュアル・ハラスメントの概念を大きく押し広げるものとなるだろう。マッキノンの言うセクシュアル・ハラスメントは性差別であったが、それをも含みつつ、セクシュアル・ハラスメントの新たな領域を把握する可能性を、バトラーの議論は与えるものである。

このことは、マッキノンの文脈の外部で、私たちがセクシュアル・ハラスメントの加害者／被害者になりうることを示している。マッキノンによれば、加害者／被害者の関係は男性／女性のセクシュアリティの保有であった。しかし、バトラーの議論によれば、セクシュアル・ハラスメントはパフォーマンスな振舞いであり、男性／女性といったアイデンティティや加害者／被害者といった関係は、行為の結果として産出される。私たちは、文脈や発話の及ぼす効果次第によって、加害者になる可能性も、被害者になる可能性も持っているのである。

3. 4 セクシュアル・ハラスメントにおける主体の告発

前節では、セクシュアル・ハラスメントは、行為遂行的なふるまいであり、どのように反復・引用が行われ文脈が形成されるかによって、結果としてそのふるまいは加害性を持つことを述べた。ゆえに、私たちは発話の及ぼす効果次第によって、加害者になる可能性も、被害者になる可能性も持つことになる。

しかしこのように述べる時、次のような疑問を立てねばならないだろう。前節では、加害者／被害者の存在を、対になるものとして論じた。確かに両者は、セクシュアル・ハラスメントの結果として文脈の中で産出される存在である。しかし、この両者を、対等な存在として、そのままに対置させてしまってよいのだろうか。言うまでもなく、加害者／被害者間には、危害を加える側、加えられる側という非対称的な関係がある。更には、加害者については、自らが行ったセクシュアル・ハラスメントについて告発されねばならないはずである。

だが、これまでの議論を振り返れば、加害者を告発する論理の説明も、そう簡単ではないことが分かるだろう。バトラーは、発話行為の行為遂行性は、自由意志によって完全に制御したりすることのできるものではないと考えていたからである。発話の及ぼす効果が意図的なものではないと考えるならば、その発話の主体、セクシュアル・ハラスメントの加害者を告発することはできないのではないだろうか。

結論から言えば、やはり私はセクシュアル・ハラスメントの加害者は告発されねばなら

ないと考えている。そのために、ここではセクシュアル・ハラスメントにおいて主体が産出されるプロセスについてより精密に考えてみたい。前節では、加害者／被害者という言葉を使って論じてきたが、結果として加害者になる者、セクシュアル・ハラスメントの主体の位置につく者は、どのようなプロセスを経て、その位置につくのだろうか。ここには、主体化＝従属化を経て、過去の文脈の堆積に従属する主体が形成されると共に、主体によってその文脈の堆積が隠蔽されるプロセスがあると思われるのである。

さて、バトラーは発話行為の結果としてパフォーマンスに産出されるのが主体であると考えていた。反復や引用の結果として、主体が生み出されるのである。これについて、バトラーは以下のように述べる。

実際のところ、反復性や引用性とは、まさしく以下のようなことではないか。つまりそれらは、行為遂行性を「引用する」主体を、行為遂行性の起源——ただし後から作られた虚構的起源——として時間のなかに生み出す換喩の機能なのではないか。社会的な中傷言葉を発する主体は、中傷をもたらす呼びかけの長い繋がりによって起動させられている。主体は、その種の発言を引用することによって、つまり自分がその発言の起源となって行為することによって、時系列のなかにおのれの位置を獲得する。だが主体—効果は、まさにその引用の帰結でもある。それは派生的なものであり、遅延された換喩の効果であって、その結果、そのときに想起される呼びかけの長い伝統は、主体、すなわちその発言の「起源」のなかに、隠されてしまう。〔Butler1997=2004 : 78〕

ここでは、二つのことが言われているように思われる。一つは、主体とは、「呼びかけの長い繋がり」、過去の反復や引用の堆積に参入することによって産出されるものであるということだ。バトラーはこれを、「主体が従属によって形成されるとき、言説の不断の反復行為である現在進行中の主体化＝従属化」〔Butler1997=2004 : 43〕と説明する。そして重要なのは、その「主体化＝従属化」は、「呼びかけの長い繋がり」に対する従属であると共に、その「繋がり」に「起源」を捏造してしまうということである。この「長い繋がり」とは、過去の社会的／文化的文脈、反復や引用の堆積であって、本来それは何の基盤も持たない偶発的なものであるはずである。バトラーはそこに攪乱の契機を見出していたのだ。しかし、主体は、発話行為における反復や引用によって、「中傷をもたらす呼びかけの長い繋がり」を自らの責任のもとに引き受けてしまう。つまり、言葉の中傷的な働きは、それを反復した主体の責任に還元されてしまい、過去の社会的／文化的文脈は不問に付されてしまうのである。つまり主体は「主体が偽り隠している歴史の責任の重荷を引き受けるために、まさに主体として就任させられていると言える」〔Butler1997=2004 : 78〕のである。

しかし、だとするとやはり、主体を告発することは失敗だと考えられるのだろうか。続いて、バトラーは、以下のように述べる。

だからといって、主体が中傷的発話をして告発されるべきではないと言っていいのではない。むしろ主体が告発されるべき契機は、おそらくここにあるとわ

たしは思っている。〔Butler1997=2004 : 79〕

やはり、主体は告発されねばならない。バトラーは実際そのように考える。だが、「主体が告発されるべき契機」について、「ここにある」と述べる時、バトラーは何を想定しているのだろうか。バトラーの以下のような言葉は、核心を突いている。

中傷的な言葉が人を傷つけるとき（たしかにそういうことがあると私が思っていることは、強調したい）、それが可能になるのは、まさに人を傷つける力を蓄積し、かつ隠蔽しているからである。だから人種差別的な誹謗をする人は、そういった誹謗を引用し、言語を介してそのような発言をしてきた人たちの仲間になっていくのである。ということはつまり、行為遂行性が中傷を行うには反復性が必要不可欠であるので、その中傷の最終責任を、単一の主体やその行為に置くことは永遠にできないということである。〔Butler1997=2004 : 81 - 82〕

主体は、過去の社会的／文化的な堆積、「中傷をもたらす呼びかけの長い繋がり」の下において「主体化＝従属化」として初めて産出されるものであった。重要なのは、主体がその中傷の有責性を引き受ける限りにおいて、過去の堆積の偶発性が、主体によって隠蔽されるということである。そしてそれによって、主体は、過去の堆積に対して、「主体化＝従属化」、まさしく「仲間になっていく」のである。

よって、やはり主体は批判されねばならないだろう。確かに、セクシュアル・ハラスメントの主体は、「反復性が必要不可欠」な、それによって産出される存在である。よって、その最終責任を主体やその行為に問うことはできない。だが、主体は、自らが「呼びかけの長い繋がり」に応じるために、攪乱の契機に満ちていたはずであり問いの対象とされるべき「長い繋がり」を、主体の責任という形で隠蔽しつつ、主体として産出される。主体が産出されるために経る、過去の堆積の反復とその隠蔽、これゆえに、主体はやはり批判され、告発される必要があるのである。

3. 5 加害／被害の細い道

——セクシュアル・ハラスメントに抗うポリティクスへ

最後に本節では、セクシュアル・ハラスメントにおける加害者と被害者の関係性の構築について論じる。前節では、セクシュアル・ハラスメントにおける主体＝加害者の構築の行為す移行的なプロセスについて論じた。では、セクシュアル・ハラスメントにおいて、加害者と被害者の関係はどのように論じられるのだろうか。セクシュアル・ハラスメントとは、過去の社会的／文化的堆積の下で主体が形成される行為であるならば、その行為の受け手である被害者は、セクシュアル・ハラスメントにおいてどのような役割を担わされるのだろうか。

これを考えるためには、前節で論じた主体形成のプロセスに着目する必要があるだろう。主体は、「中傷をもたらす呼びかけの長い繋がり」〔Butler1997=2004 : 78〕を反復・引用することによって、すなわち、過去の社会的・文化的文脈の下での行為遂行的な発話に

よって産出されるものだった。だとするならば、主体の発話行為の受け手である、セクシュアル・ハラスメントにおいては被害者の位置に就任させられる身体もまた、社会的・文化的文脈の反復・引用とは無関係ではいられない。そもそも、被害者という存在自体が、文脈依存的な、パフォーマティヴに産出されるものであると考えると、受け手の身体もまた、社会的・文化的文脈に対して、従属化を強いられているように思われる。このことを考えるために、バトラーの次の言葉を引きたい。

しかし名づける人——他人のために名称を見つけるべく言語のなかで活動する人——もまた、すでに名づけられているのであり、基盤的な幕開けの名指しにすでに従属している者として、言語のなかに位置づけられていると考えられる。ということつまり、言語のなかのそのような主体は、名指し、かつ名指される位置にあり、他人を名づける可能性をもつには、まず自分が名づけられることが必要となる。そうして名づけられた発話主体は、潜在的な可能性として、いずれ他人を名づける主体となっていく。〔Butler1997=2004 : 47〕

「基盤的な幕開けの名指しにすでに従属している者」とは、反復・引用によって過去の社会的・文化的文脈に対して主体化＝従属化した者である。つまりは、主体のことである。主体は、その文脈のなかにおいては、「名指し、名指される位置」にある。社会的・文化的文脈に対して主体化＝従属化することによって、その文脈の下で発話する行為体としての働きをすることになる。つまり、過去の文脈によって名づけられ産出された主体は、今度は他者を名づける、つまり他者に主体化＝従属化を求めるようになるのである。

バトラーが「互いに言語的位置を与えあうこと、互いに言語に晒しあうことは、互いに関係しあう社会関係のなかでは、付帯条件ではなく、その社会関係の根幹をなす形態の一つなのである」〔Butler1997=2004 : 48〕と語るように、私たちの生は、言語的位置から離れることはできない。すなわち、過去の社会的・文化的文脈から完全に関係を断ち切ることはできない。皆、何らかの形で名づけられ、言語的な生を送っている。この意味で、産出された主体が、続いて他者を名づけるようになるプロセスそれ自体を忌避することはできないだろう。しかし問題は、そこで反復・引用される過去の社会的・文化的文脈が、どのようなものであるかということだ。バトラーは「中傷的な名称には、明らかに歴史がある。はっきりと述べられていなくても、発話の瞬間に想起され、再強化される歴史がある」〔Butler1997=2004 : 56〕と述べる。そこには、トラウマとなるような、中傷的・差別的な働きをした／するという、名称や言語の歴史性が含まれている。つまり、社会的・文化的文脈、ましてやそれが「権威」〔Butler1997=2004 : 81〕の反復・引用によって成り立っているのであれば、そこには他者を傷つけるような歴史性が含まれている可能性は十分に考えられるのである。

そうだとすれば、主体が産出されるプロセスとは次のように理解されねばならない。社会的・文化的文脈の反復によって、主体化＝従属化が行われ、主体が産出される。そこで反復される社会的・文化的文脈には中傷的・差別的な歴史性が堆積しているのだけれども、発話する身体は、それを引き受け／起源を隠蔽し、主体としてパフォーマティヴに産出されてしまう。そして、そのようにして生まれた主体が、今度は他者に対して、社会的・文

化的文脈を権威として借り、従属化を求めるような発話行為を行っていくのである。

受け手となる身体は、その文脈においては、自らが傷つけられることを予想するかもしれない。しかし、既に述べたように発話行為はパフォーマンス的なものである。発話行為は、「それをやるぞと脅している事柄の行為の幕を開ける」〔Butler1997=2004 : 16〕。受け手となる身体は、恐怖に凍りついたり、不快になったりしながらも、その文脈へと投げ込まれ、従属化させられていく。

セクシュアル・ハラスメントもまた、同様のものとして理解されねばならない。ある種の社会的・文化的文脈を自らの中に堆積させた主体が、今度は他者に呼びかける力を持ち、発話行為を行っていく。その社会的・文化的文脈は、時に中傷的な働きをしてしまうにも関わらず、である。セクシュアル・ハラスメントにおける加害者は、自らが主体化＝従属化している社会的・文化的文脈に対して従属することを、被害者にも求めているのである。

よって、セクシュアル・ハラスメントにおいて加害者が告発されるべき契機は、前節にて論じたことと併せて、次のように説明される。まず、発話行為によって、過去の社会的・文化的文脈や堆積を反復・引用すると共に、その起源を隠蔽していく点においてである。そして、その反復・引用によって産出された主体が、今度は他者に対して、その社会的・文化的文脈に従属することを呼びかけるような発話行為を行っていく。その社会的・文化的文脈には時に中傷的な歴史性が含まれており、その発話行為自体が脅しに類する行為遂行的な効果を及ぼすものなのだが、その発話でもって、主体は社会的・文化的な文脈への従属を呼びかけてしまう。この点においてである。

このようにセクシュアル・ハラスメントの問題点を挙げる時、直接の加害／被害から離れた第三者もまた、その問題点からは自由ではいられないことには留意する必要がある。なぜならば、上記のような反復・引用と、それによる主体の形成のプロセスは、第三者もまた、繰り返してしまう危険性があるからである。これは例えば、加害者／被害者という当事者関係から離れた、第三者や支援者の位置に立つ者について当てはまることである。例を挙げるならば、恋人の女性がセクシュアル・ハラスメントの被害に遭った男性が、「自分の恋人に何をやる」として怒りを表明する場合を想定してみたい。その怒りは、過去の社会的・文化的文脈における「権威」——女性は、男性の所有物であり、男性は女性を守らねばならない——を反復してしまっていないだろうか。セクシュアル・ハラスメントに対する怒りの発話行為であっても、そこで反復される文脈や歴史性によっては、セクシュアル・ハラスメントと同質の反復性・引用性に陥ってしまう危険が常にあるのである。

私たちは、これに最大限留意せねばならないだろう。発話行為は、その行為遂行性ゆえに、ともすればセクシュアル・ハラスメントとなってしまう。それを告発しようとしている場合ですら同様である。そうした中でもなお、セクシュアル・ハラスメントは告発されねばならない。本章では、それをバトラーの議論を通じて分析した。最後に述べておきたいのは、バトラーの他にも多くの論者の視角から、セクシュアル・ハラスメントを論じることはできるだろう。しかし、バトラーの発話行為とパフォーマンス性の議論は、セクシュアル・ハラスメントを、硬直した男性／女性のアイデンティティや被害者／加害者の関係から引き離し、より柔軟かつ透徹した視座のもとで分析することを可能にする。その結果導き出された結論は、加害者を告発するために複雑な論理を経なければいけないこと、あるいは私たち自身がセクシュアル・ハラスメントを反復してしまう危うさといっ

た、一見悲観的なものであるかもしれない。しかし、こうした冗長とも思える議論は、「それによって未来がいくぶん開かれたものとなるように」〔Butler1997=2004：60〕行われるものである。本章で論じたように、セクシュアル・ハラスメントが、告発するのが困難かつ、容易に陥りやすいものであるならば、その隙間の細い道を抜けて、セクシュアル・ハラスメントに抗するポリティクスを思考することが、私たちの今後の課題となるであろう。

本章では、バトラーの社会構築主義フェミニズムの議論を通じて、セクシュアル・ハラスメントについて再考した。マッキノンとは、セクシュアル・ハラスメントを男性／女性のセクシュアリティに依拠して生じる行為として、本質主義的に理解する立場を取っていた。しかし、バトラーはこれを批判し、行為遂行性などの概念に依拠した社会構築主義の立場からの議論を展開したのだった。

バトラーの議論にならえば、セクシュアル・ハラスメントは行為遂行的な発話行為として理解することができる。そして、セクシュアル・ハラスメントをそのように理解するならば、そこにはいくつかの特徴を見出すことができる。まず、セクシュアル・ハラスメントが憎悪発話に類する発話行為だということである。つまり、言表される事柄を、言語的な次元において、実際に行っていくものである。しかし同時に、バトラーの議論によれば、そうした行為遂行的な発話の効果は、前もって主体が意図できるものではない。発話行為が他者を傷つけるような行為遂行的な力を帯びるのは、それが過去の反復・引用における「権威」（ここには、言葉が中傷的・差別的に働く場面も含まれよう）を再引用・反復しているからである。これによって、発話行為が行われる場面における文脈は、その権威によって理解されるものとなる。本来この権威は、〈基盤ナシ〉の不安定なものに過ぎないのだが、引用・反復によって、その基盤を捏造されながら、あたかも所与のもののように、その場の文脈を取り仕切っていく。そして結果として、その権威に従属化することによって、加害者／被害者の関係や男性／女性のアイデンティティが、パフォーマンス的に産出されるのである。

では、行為の結果として加害者／被害者やアイデンティティが産出されるのならば、セクシュアル・ハラスメントにおける主体＝加害者を告発することは間違いなのだろうか。確かに、主体が統治的な意図を持ってセクシュアル・ハラスメントを行うことはできない。だが、主体は、発話行為における反復・引用によって「権威」の下で主体化＝従属化を行い、同時にその起源を捏造した点において、やはり批判される必要がある。主体は、過去の反復・引用における権威が再び引き合いに出され、それに対して主体化＝従属化した結果、すなわちセクシュアル・ハラスメントの結果として産出されるものである。では、被害者はどうだろうか。被害者もまた、加害者からの発話行為、すなわちセクシュアル・ハラスメントの受け手となることによって、すなわち加害者＝主体が引用した権威に従属化することによって、パフォーマンス的に産出される。セクシュアル・ハラスメントが、主体化＝従属化のプロセスであるならば、被害者は、主体が産出されるために、文脈の中において巻き込まれたのである。主体が主体の位置に就くためのセクシュアル・ハラスメントは、他者に対しても同様に、引用した権威に対する従属を求めていく行為として理解される。それは、主体が主体たるために、他者に対しても文脈への従属化を求めていく発話

行為である。いわば、主体が生き延びるために、他者を犠牲にしていくような行為、それがセクシュアル・ハラスメントなのである。

こうしたセクシュアル・ハラスメント理解は、セクシュアル・ハラスメントの定義を、マッキノンのそれと比べて、大幅に流動化させて捉えるものである。加害者／被害者は、セクシュアル・ハラスメントの結果として、パフォーマンスに産出される。このことは、セクシュアル・ハラスメントは、直接的に行為が行われた場面を超えて把握される必要があること、すなわち第三者であっても、後から重ねてセクシュアル・ハラスメントの当事者になりうることを示している。たとえば、第三者が相談を受けた場合にも、その応対次第によっては、その者は更なるセクシュアル・ハラスメントの加害者となる可能性がある。私たちは皆、セクシュアル・ハラスメントの当事者になる可能性と、切り離せない生を送っているのである。これらのことを踏まえてなお、セクシュアル・ハラスメントに抗うポリティクスを志向することは、困難な、細い道を通ることになる。この細い道にこそ、セクシュアル・ハラスメントを成り立たせる権威や文脈、あるいはそれによる主体の産出の過程、これらを脱中心化し「ずらし」ていく戦略が、見出される契機があるだろう。

終

本論では、セクシュアル・ハラスメントについて、キャサリン・マッキノン、ジュディス・バトラーの理論を通して考察した。マッキノンの理論は、セクシュアル・ハラスメントを性差別とみなして問題化するものであり、その根底には、男性／女性の対に従って割り振られた、能動／受動や主体／客体といったセクシュアリティの性質があるものと考えた。対して、社会構築主義の立場を取るバトラーは、マッキノンの理論を本質主義とみなし、それとは異なる立場を取る。バトラーは、上記のようなセクシュアリティ／アイデンティティの基盤を問い直す。バトラーによれば、それは本来は〈基盤ナシ〉のものであり、パフォーマンスな反復によってその自明性を捏造されているものに過ぎないというのである。

こうしたバトラーの理論は、発話行為と、それによる基盤の捏造、また主体の生成といった論点において、セクシュアル・ハラスメントにも密接に関わるものである。バトラーは発話行為においては、単純に行為者にその責任が還元されるとは考えない。ただし、発話行為においては過去の反復・引用の権威が借りられる必要があり、その更なる反復による実体性の捏造、ひいてはその権威の下での主体化＝従属化、この点において行為者は批判される必要があると考えられる。

こうした考えは、セクシュアル・ハラスメントについて考察する上でも援用可能なものである。セクシュアル・ハラスメントにおいてもやはり、単純にある種の行為をすること自体が批判されたり、またある種の言葉を使用すること自体が批判されれば良いわけではない。セクシュアル・ハラスメントは文脈依存的なことであり、それが寄って立つ文脈自体を検討する必要があるからである。ただし、このことはセクシュアル・ハラスメントの加害者が批判される必要がないことは意味しない。確かに、加害者／被害者という位置は文脈依存的なものである。しかし、だからこそ重要なのは、上記のバトラーの理論で述べ

られたように、反復がどのように行われるか、あるいはそれによって主体が形成される瞬間とはどのようなものかを見定めることなのである。

よって、セクシュアル・ハラスメントとは、次のように解釈される必要があるだろう。それは、過去の反復・引用の権威、それも問題含みな権威を引用し、その基盤を捏造しつつ、同時に自らがその主体となっていくような振舞いである。そして、形成された主体は、その発話行為によって、他者に対して、過去の権威へと主体化＝従属化することを呼びかけていくのである。セクシュアル・ハラスメントとは、こうした抽象的な、しかしだからこそ広範囲に渡って言及・指摘されるべき行為であると考えられるのである。

以上のことをまとめれば、セクシュアル・ハラスメントは、ジェンダーやセクシュアリティがその安定的な基盤を捏造され、身体がそれに基づいてアイデンティファイされるプロセスであると同時に、それらを成立させる過去の権威のもとに、主体が形成され／他者とその権威に従属化を強いられるようなプロセスでもあると言えることができるだろう。その上で、最後に改めて強調して述べておきたいのは、こういった行為は、加害者／被害者の単線的な二者間の関係のみで捉えられるものではないということである。セクシュアル・ハラスメントは、その性質上、確かに加害者／被害者の存在とは切り離せない。ただし、バトラーの理論を導入する以上、この二者の関係は、固定的なものであると考えることはできない。文脈依存的なものとして、二者の関係はパフォーマティヴに構築されるからである。そしてこのことは、セクシュアル・ハラスメントとされる行為が行われた、その直接の場面のみならず、加害者／被害者の関係の把握が留まっていけないことをも意味しているのではないか。

セクシュアル・ハラスメントは行為遂行的かつ文脈依存的なものである。セクシュアル・ハラスメントが行われた後も、再びその文脈は反復される可能性を常に伴うものである。であれば、行為が起きた後に、そのことを相談されたり耳にしたりする者もまた、加害者／被害者の位置とは決して無関係ではいられない。相談を受ける第三者などであっても、加害者の反復・引用した文脈、ひいては加害者の言い分＝呼びかけに応じ、その文脈の下で主体化＝従属化を行ってしまう可能性が常にあると考えられる。たとえば、相談を受けた者が、「気にし過ぎである」「我慢すべき」などといった応答を返すならば、その者は、セクシュアル・ハラスメントが寄って立つ文脈を再反復し、それに主体化＝従属化していると言ってよいだろう。あるいは、恋人の女性に相談を受けた男性が、「自分の女に手が出された」と怒るのであれば、それは女性を所有物とみなす男性的な論理を再反復したものでしかない。つまりは、相談を受けたり耳にしたりする者は皆、返答次第によっては加害者になりうる可能性を持っていることになる。

第三者の発話行為や応答が、主体化＝従属化の契機となり、ひいては更なるセクシュアル・ハラスメントを引き起こすことに繋がるならば、私たちは皆、ある種の細い道に立たされていることになる。応答のための発話行為もまたセクシュアル・ハラスメントとなるものが十二分にありうると同時に、その場の文脈を書き換えるには、やはり発話行為によって「ずらし」を引き起こすしかない。セクシュアル・ハラスメントと、それに抗う戦略、この二つの隘路に、セクシュアル・ハラスメントについて語る者は皆、立たされるのである。

しかし、この隘路は、「未来がいくぶん開かれたものとなるように」〔Butler1997=2004:

60] は、避けて通ることができないものである。セクシュアル・ハラスメントは、流動的・行為遂行的なプロセスであり、私たちは皆、加害／被害の危険性と隣り合わせである。その意味で、セクシュアル・ハラスメントが根絶された未来を、一足飛びに想像することはできない。しかし、それでもなお、本論で扱った理論家たちは、セクシュアル・ハラスメントを初めとする、性に関する差別や抑圧・攻撃に抗する理論的実践や努力を重ねてきている。それらの実践や努力は、いくぶんかは開かれた未来へと向かう漸進である。いくぶんかは開かれた未来。それは、どのような未来だろうか。主体が生き延びるために、他者を犠牲にしていくような行為から、どのようにすれば逃れることができるのだろうか。マッキノン、そしてバトラーの議論は、そうした主体構築の機制からのサバイバルの可能性を探ろうとする試みであり、また私たちへの呼びかけでもあった。私たちは、どのような未来を選ぼうとするのか、今まさに、呼びかけられているのである。

引用・参考文献

- Catharine A. MacKinnon 1979“Sexual Harassment of Working Women” by Yale University (=1999 志田昇ほか 訳 『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』 こうち書房)
- Judith Butler 1999 “EXCITABLE SPEECH A Politics of the Performative” by Routledge (=2004 竹村和子 訳 『触発する言葉 言語・権力・行為体』 岩波書店)
- Judith Butler 1990 “GENDER TROUBLE Feminism and the Subversion of Identity” by Routledge (=1999 竹村和子 訳 『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 青土社)
- Judith Butler 2006 “Undoing Gender”(=2006 竹村和子訳『ジェンダーをほどく』: 2008 竹村和子 編著 『ジェンダー研究のフロンティア 5 欲望・暴力のレジーム 揺らぐ表象／格闘する理論』 作品社 所収)
- Sara Salih 2002 “Judith Butler” by Routledge (=2005 竹村和子 訳 『ジュディス・バトラー』 青土社)
- 赤川学『言説分析と構築主義』(上野千鶴子 編 2001 『構築主義とは何か』 勁草書房 所収)
- 池田弘乃 2009『セクシュアル・ハラスメント再考』(関修 志田哲之 編 2009 『挑発するセクシュアリティ 法・社会・思想へのアプローチ』 新泉社 所収)
- 加藤秀一『構築主義と身体の臨界』(上野千鶴子 編 2001 『構築主義とは何か』 勁草書房 所収)
- 財団法人東京女性財団編 大谷恭子 牟田和恵 樹村みのり 池上花英 2000 『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ 理解・対策・解決』 有斐閣
- 田崎英明 2000 『思考のフロンティア ジェンダー／セクシュアリティ』 岩波書店
- 中下裕子 福島瑞穂 金子雅臣 鈴木まり子 1991 『セクシュアル・ハラスメント 「性」はどう裁かれているか』 ゆうひかく選書